

# 令和7年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和7年11月18日（火）

【開会】 13時30分

【閉会】 17時45分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

## 【出席委員】

教育長 落合 隆

教育長職務代理者 芳川 玲子

委員 森川 多供子

委員 西井 孝明

委員 坂口 緑（オンライン参加）

## 【欠席委員】

委員 野村 浩子

## 【出席職員】

教育次長 田中 一平

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 宮川 匡之

学校教育部長 北川 友明

健康給食推進室長 五十嵐 美保子

生涯学習部長 大島 直樹

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 森 達也

教育政策室担当課長 豎月 基

生涯学習推進課担当課長 本波 直人

生涯学習推進課担当係長 飯島 一貴

生涯学習推進課担当係長 横田 和也

指導課担当課長 伊藤 牧人

指導課指導主事 千葉 哲也

庶務課経理係長 豊本 欽規

庶務課担当係長 江上 史雄

庶務課職員 曾根 一真

教育政策室担当係長 染谷 大海

教育政策室職員 間見 夏希

教育政策室担当課長 大島 健之

教育政策室担当係長 長島 達二

教育環境整備推進室担当課長 小山 貴志

教育環境整備推進室課長補佐 上原 彩

教育環境整備推進室担当課長 亀村 豊

教育環境整備推進室課長補佐 米岡 祐哉

指導課担当課長 北村 美幸

指導課担当係長 新津 尚之

指導課担当係長 上原 有貴

生涯学習推進課長 山口 弘

こども未来局青少年支援室担当課長 菊池 慶考

指導課長 新田 憲

指導課担当係長 宮嶋 恵太

学校教育部麻生区・教育担当課長 古頭 一哉

生涯学習推進課担当係長 関 千鶴子

中原図書館長 古俣 和明

健康教育課長 小竹 誠

健康教育課指導主事 佐藤 一輝

健康教育課担当課長 末木 琢郎

健康教育課担当係長 山崎 瑞穂

健康教育課指導主事 里見 亜紀子  
健康給食推進室担当課長 片山 美緒  
健康給食推進室担当係長 阿部 勇太

文化財課長 竹下 研  
文化財課課長補佐 栗田 一生

庶務課課長補佐 高木 直子  
庶務課職員 関橋 正貴

**【署名人】**

委員 森川 多供子

教育長職務代理者 芳川 玲子

( 1 3 時 3 0 分 開会)

## 1 開会宣言

【落合教育長】

それでは、よろしくお願いいたします。

ただいまから定例会を開会いたします。

本日は、坂口委員がオンラインで参加されておりますが、「川崎市教育委員会会議規則」第4条第3項の規定により、坂口委員は会議に出席しているものとみなし、また本日は、野村委員が欠席でございますが、教育長及び在任委員の過半数である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

## 2 開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、13時30分から17時20分までといたします。

## 3 会議録の承認

【落合教育長】

9月の定例会の会議録を事前に配付し、御確認をいただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

それでは、承認いたします。

## 4 傍聴（傍聴者 2名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度

とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

それぞれ異議なしとして傍聴を許可いたします。

また、報道機関により撮影などの申出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、ただいまから報告要事項Ⅰに入るまでの間に限り、撮影などの許可をすることに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

それでは、報道機関に限り、ただいまから報告事項Ⅰに入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、撮影などの許可をいたします。

## 5 非公開案件

【落合教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 4から報告事項No. 15までは、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、同条ただし書の規定により、非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、報告事項No. 4から報告事項No. 15までは非公開とすることに決定いたします。

なお、期日後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

## 6 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人について、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

森川委員と芳川教育長職務代理者をお願いいたします。

報道機関の皆様方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきますので、御協力のほ

ど、よろしくお願ひいたします。

## 7 報告事項 I

### 報告事項No. 1 包括報告事項

#### 【落合教育長】

では、まず初めに、報告事項 I に入ります。

報告事項No. 1「包括報告事項」の説明を庶務課長からお願いいたします。

#### 【細見庶務課長】

それでは、報告事項No. 1につきまして、御説明申し上げます。ファイルナンバー01-1、報告事項No. 1のファイルをお開きください。

こちらは、叙位・叙勲について、令和7年第3回市議会定例会について、及び市議会に提出された請願・陳情の審査状況について、包括して報告するものでございます。

内容につきましては、ファイルナンバー01-2から4までの資料を適宜御確認ください。

説明につきましては、以上でございます。

#### 【落合教育長】

説明は3点でした。讓位・叙勲受賞者の報告、市議会定例会の報告、あと8月の委員会の定例会以降の請願・陳情の審査の状況の報告ですが、何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 1は終了といたします。

### 報告事項No. 2 川崎市労働会館改修工事等について

#### 【落合教育長】

次に、報告事項No. 2「川崎市立労働会館改修工事等について」の説明を生涯学習推進課担当課長からお願いします。

#### 【本波生涯学習推進課担当課長】

それでは、報告事項No. 2について御説明いたします。

川崎市立労働会館改修工事等について報告するものでございます。

それでは、ファイルナンバー02、報告事項No. 2の1ページを御覧ください。

1、川崎市立労働会館改修工事等の概要について、(2)着工後の経過でございますが、令和6年4月に工事着手し、その後、地中埋設物の除却に伴う工期延長と工事費等の増額の変更契約を行っているところでございます。

また、昭和56年竣工時の設計図と実際の躯体が異なる部分への対応が必要となったため、少なくとも7か月の工期延長が必要であることを令和7年6月4日の教育委員会会議で御報告し

たところ です。

次に、2 ページを御覧ください。

2、令和7年6月に報告した不具合箇所について、(1) 報告内容でございますが、報告しました不具合事例をまとめていまして、配管貫通孔等の位置、大きさが新築時の設計図と異なるものなど、①から④の事例を報告したところでございます。

(2) は、報告までの経過についてまとめたものでございますので、後ほど、御確認ください。

次に、3 ページを御覧ください。

3 ページから7 ページについては、不具合箇所に係るその後の対応等について、まとめたものでございますので、後ほど、御確認ください。

次に、8 ページを御覧ください。5、工期再延長についてでございますが、当該工事は大規模な用途変更、特殊な構造であることに加えて、耐震性向上と設備配管のルートの確保を両立させるなど、難易度が極めて高い改修工事です。

既存躯体に対応した構造の確認を適宜行いながら、各階の工事の進捗に合わせて配管ルートの検討を繰り返し進めていくことが必要となり、関係者で協議した結果、約13か月の工期延長が必要となったものでございます。

次に、9 ページを御覧ください。

6、改修工事費等について、(1) 設計変更等による工事費の増額についてでございますが、①不具合箇所への対応などに伴う設計変更による、約6.7億円の工事費の増額、②工期延長による約17.6億円の共通費等や工事監理費の増額が必要となり、合計で約24.3億円の増額となる見込みでございます。

次に、(2) インフレスライドによる工事費等の増額についてでございますが、改修工事費等で約3.3億円の増額が必要となり、(1) と (2) の合計約27.6億円の工事費等の増額となる見込みでございます。

次に、10 ページを御覧ください。

7、関連事業への影響についてでございますが、①教育文化会館解体工事、②教育文化会館跡地整備についても延長となり、多目的広場の供用開始は、令和12年8月となる見込みでございます。

次に、11 ページを御覧ください。

8、予算措置や市民説明等の今後の対応について、(1) 予算措置等でございますが、令和7年12月市議会定例会に、補正予算議案を提出し、補正予算の議決後に工事費の増額及び工期延長の変更契約締結の進捗を進める予定でございます。

なお、工事費は現在の約84.2億円から約27億円増の約111.2億円となり、工事監理委託料を含めた総額は約113.1億円となる見込みでございます。

(2) 市民説明でございますが、利用団体、町内会等に対して今後の対応を説明してまいります。

次に、12 ページを御覧ください。

9、改修工事と改築工事の比較についてでございますが、今回の改修工事における工事費等の増額に伴い、同規模で改築した場合の比較を整理したものでございます。

(1) 前提条件についてでございますが、令和5年8月の教育委員会会議にて報告させていただいた「改修と改築の比較検討」をベースとして、工事費及び供用開始時期の比較を行い、改修

工事開始後の設計変更などの条件をそろえた上で、算出しております。

(2) 工事費の比較についてでございますが、令和5年8月の教育委員会会議での報告におきましては、改築工事のほうが、改修工事より約24.6億円高くなると試算したところでございますが、現時点での比較では、改築工事費は約116.5億円となる見込みで、改修工事費と改築工事費の差は約5.3億円となったところでございます。

次に、13ページを御覧ください。

(3) 供用開始時期の比較についてでございますが、本件改修工事の供用開始は令和9年11月になる予定でございますが、令和5年度に改築工事を選択していた場合では、改修より約3.8か月遅い、令和13年7月頃の供用開始となることを見込まれているところでございます。

次に14ページを御覧ください。

10、川崎市民館・労働会館の運営に関する検討状況について、(1) 管理運営についてでございますが、ア、指定期間につきましては令和9年11月から令和15年3月末までの5年5か月とする予定でございますが、それに伴い、令和8年7月頃に指定管理者の募集を行う予定でございます。

イ、指定管理業務につきましては、指定管理者が管理する範囲や主な業務についてまとめたものでございます。

次に、15ページを御覧ください。

ウ、施設予約の方法につきましては、ルーム等の主な諸室はふれあいネットでの予約とし、ホールやミニホール、ギャラリーは、直接来館による申請といたします。施設ごとの予約方法については表のとおりでございます。

事前申請の対象や要件につきましては、これまでの各館の取扱いを基本といたします。

エ、利用料金の支払方法及び減免措置につきましては、支払方法は原則として窓口で現金またはキャッシュレス決済での事前払いとし、減免措置につきましては、対象や要件を、これまでの各館での取扱いを基本といたします。

なお、新たに有料とした駐車場については、施設利用者は原則として1時間を無料、障害のある方等は所要時間を無料といたします。

オ、飲食に関するルールにつきましては、原則として懇親会など飲食を伴う利用を可能とし、一部のルーム等においてはケータリングやアルコールを含む飲食も可能としますが、事前の申請を必要といたします。

次に、16ページを御覧ください。

(2) 労働資料について、今後の方向性や収集要綱の考え方などをまとめたものでございますので、後ほど御確認ください。

次に、18ページを御覧ください。

参考資料として、これまでの労働会館及び教育文化会館の再編整備にかかる経過についてを添付しております。

次に、19ページを御覧ください。川崎市民館・労働会館のフロア構成を添付しております。

最後に、20ページ以降に、ホールや多目的室等のフロアイメージを添付しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

また、今回の報告内容は、令和7年11月13日の文教委員会で報告させていただいております。

説明につきましては以上でございます。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。ただいま一度、6月の教育委員会会議のほうに御報告をさせていただいていた労働会館改修工事関係の御説明ですけど、そのときよりさらに工期が再延長というようなこと、それから改修工事と改築工事の比較や市民館・労働会館の運営の検討状況等についての御説明がございましたが、何か御質問、御意見等が委員の皆様からございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

**【西井委員】**

御説明ありがとうございます。4ページの資料のところ、既存の躯体の位置、形状が設計図と大きく異なっておりましたということ、大ホール柱の位置の違いということ、これは6月に御報告され、かつ現場を確認したらさらに見つかったということだと思えるんですけども、これは結果として、設計図とこれだけ違っていることによって、これまで使ってきた躯体が耐震強度等で課題があったのかなかったのかという辺りについてはコメントいただけますでしょうか。

**【本波生涯学習推進課担当課長】**

耐震強度についての御質問かと思いますが、これについては我々も懸念をしておりました。まちづくり局からの説明によりますと、基本、図面とは若干異なる部分はあるんだけど、当時としては強度についても当然構造計算をした上での完成というところで、強度やそういった面についての心配はないというような判断をしていると、そのような見解をいただいているところでございます。

以上でございます。

**【西井委員】**

昭和56年の設計ということで、また耐震基準ということについて言うと、既に新しい基準になった後の設計かと思うんですけども、その後、東日本大震災等があつて、そういったことについても対応ができていたというふうに考えていてもいいですか。

**【本波生涯学習推進課担当課長】**

資料の中で、3ページですかね。(1)のアの辺りで、はりの部分に穴が複数か所、相当数空いていたというような、そんな御説明の写真がありますけれども、これらの辺りをよくよく確認をしていくと、特にクラックや亀裂などが入っている様子は見受けられないということを踏まえますと、そういうこれまでの地震、あるいは今お話のあつた震災も含めて、躯体上は特に何か課題が生じていると、そういう事象は確認されていないというふうに伺っております。

**【西井委員】**

分かりました。

**【落合教育長】**

ほかの点でいかがでしょうか。

坂口委員、お願いします。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。今回もまた大きな問題が見つかって、特に設備配管に関してもう1回見直さなければいけないと。非常に建物そのものの構造に関わる大きな問題だということをよく理解いたしました。今回、改築をした場合と改修した場合の比較というのを12ページでしょうか、出させていただいています。ほとんど差がなくなるとか、それでも5億程度の、それから開始時期に関しては4年近くの差があるということが明らかになりましたし、今回、本当に仕方がないことでもあるので、このように全部透明性を高く説明いただくことはとてもいいなというふうに思いました。

一つ質問なんですけれども、改修工事、現工事を進めていくということは、やはり例えば環境の観点とか、それから今ある財産を有効に使うという観点、サステナビリティの観点からも有効であるというふうに私自身は思うんですけれども、そのような説得の方法といたしますか、例えば、川崎市の方針に合致する方法で進めているんだとか、そういった補強する説明というのはこの資料からは特に見られなかったんですけれども、大前提としてあるのかどうかという、その辺りを確認させてください。

以上です。

**【本波生涯学習推進課担当課長】**

まず、本市として建物を長期的に使用していくという視点で申し上げますと、公共施設については60年以上を目安として使用していく、使っていくというような、そんな指針も示されているところだと思いますと、今回については約40年を迎えた施設を大規模に改修していく点でいいますと、60年をまずは目指すという視点が一つ言えるかなと思っております。

また、環境に配慮するという視点で申し上げますと、解体工事、今の労働会館の解体工事をした場合だとか、このまま使用し続ける今の建物の大規模改修という視点でいいますと、CO<sub>2</sub>削減の効果が一定程度見込まれるかなと、そのような状況でございます。

以上でございます。

**【坂口委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【落合教育長】**

そのほか点はいかがでしょう。特によろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、報告事項No. 2は終了といたします。

**報告事項No. 3 令和6年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について**

## 【落合教育長】

次に、報告事項No. 3「令和6年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について」の説明を指導課担当課長からお願いします。

## 【伊藤指導課担当課長】

それでは、よろしくお願いいたします。

ファイルナンバー3-1、報告事項No. 3のファイルをお開きください。

令和6年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果につきまして御報告させていただきます。

2ページをお開きください。この調査結果は、文部科学省の調査に合わせて、神奈川県が実施した令和6年度児童・生徒の問題行動・不登校等調査における本市の状況をまとめたものです。

初めに、暴力行為の状況を御説明しますので、3ページを御覧ください。

川崎市の暴力行為の推移になります。発生件数の推移でございますが、小学校は356件で、昨年度から162件増加し、中学校は210件で、昨年度から65件増加しており、全国の推移と同様となっております。

続いて4ページは、1,000人当たりの発生件数の推移になります。

全国の傾向と比べると本市の増加は緩やかとなっております。

5ページは、学年別加害児童生徒推移で、中学校3年以外の全ての学年で増加しております。特に小学1年生から4年生、中学1年生で増加しております。6、7ページは、形態別発生件数になります。小・中学校ともに、生徒間暴力が最も多く全体に占める割合は小学校で6割、中学校で7割強でした。8ページは、2回以上の暴力行為を行った児童生徒数の推移を示しております。小学校は16人で、昨年度から一人増加しています。中学校は6人で、昨年度から一人減少しています。

9ページを御覧ください。今後の対応といたしましては、暴力行為の発生件数の増加は、いじめの積極的な認知が、暴力行為の把握にもつながっていると考えられます。暴力行為の減少を図るために、暴力という現象のみに目を向けるのではなく、加害児童生徒がその行為に至った要因や背景に注目し、一人ひとりの心情や内面の理解を深め、丁寧に寄り添った支援に努め、学校と関係機関との連携を図り再発防止に努めてまいります。

暴力をしてしまう背景には、ストレスや葛藤などの要因があったり、家庭や生活環境などが一因となったりしている場合が考えられます。自分の思いをうまく言葉にできず、暴力行為に及んでしまうケースもあることから、児童生徒がコミュニケーション能力や感情をコントロールするスキル等を身に付けられるよう、引き続き、かわさき共生＊共育プログラムや様々な教育活動を通して、人間関係づくりのスキル向上に取り組んでまいります。

次に、いじめの状況を御説明しますので、10ページを御覧ください。

いじめの認知件数の推移になります。小学校は6,335件で昨年度から1,143件増加し、中学校は321件で41件増加しており、全国の推移と同様となっております。続いて11ページは、1,000人当たりの認知件数の推移になり、全国の傾向と比べると本市の認知件数は少ない傾向が続いております。

12ページを御覧ください。学年別認知件数になります。小学校は6年生以外の全ての学年で増加し、中学校は全ての学年で増加しております。

続いて、13ページは、態様別認知件数で、小・中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多くなっております。14ページは、発見のきっかけで、小学校は「アンケート調査など学校の取組により発見」、中学校は「本人からの訴え」が最も多くなっております。15ページは、いじめられた児童生徒の相談の状況で、小・中学校ともに「学級担任に相談した」が最も多くなっております。16ページは、いじめの解消の推移で小学校は80.3%で、昨年度より2.7ポイント下回り、中学校は74.8%で、昨年度より0.2ポイント下回っていますが、令和7年7月20日時点の、昨年度末時点のいじめの認知件数について、同日時点で解消の割合は小学校で98.3%、中学校では94.7%となっております。

17ページは、学校における日常の取組で、各学校で様々な取組をほぼ全ての項目で取り組んでおります。

18ページを御覧ください。今後の対応といたしましては、いじめの件数の増加はいじめを受けた側に立って積極的に認知したことが一因と考えられますが、引き続き、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、小さなサインを見逃さず、子どもたちの声に耳を傾けていきます。また、いじめを認知した場合には教職員が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者と共有してチームで対応していくことを念頭に置きながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。そのほかにも、日常的な取組に加え、教育相談やアンケート調査、教員向けの研修等のほか、PTAや地域の関係団体等との情報共有や協議の機会を積極的に設けるなどの取組も推進してまいります。

次に、長期欠席の状況を御説明しますので、19ページを御覧ください。

不登校児童生徒数の推移で、小学校は1,579人で、昨年度から144人増加し、中学校は1,872人で、昨年度から46人増加しており、全国の推移と同様となっております。続いて20ページは、1,000人当たりの不登校人数の推移につきましても、全国の推移と同様、増加傾向となっております。

続いて、21、22ページは、欠席日数別不登校児童生徒数の推移で、90日以上欠席し、不登校の状態が長期化している児童生徒も過去5年間で最多となっております。

23ページは、学年別不登校児童生徒数の推移で、中学校1、3年生以外は全ての学年において、過去5年間で最多となっており、学齢が上がるに従って、不登校児童生徒数が増えております。

続いて24ページは、不登校児童生徒について把握した事実で、小・中学校とも「不安・抑鬱の相談があった」が最も多く、次いで「学校生活に対してやる気がないなどの相談があった」が多くなっております。25ページは、指導の結果、登校できるようになった児童生徒の割合で、指導の結果登校できるようになった児童生徒数の割合は、小学校で40.0%で、昨年度より2.2ポイント上回り、中学校は26.7%で、昨年度より2.9ポイント上回っております。

26ページを御覧ください。今後の対応といたしましては、不登校の児童・生徒数の増加は、不登校はどの児童・生徒にも起こり得ること、不登校を問題行動として判断してはならないこと、適度な休養の必要性等の、不登校児童・生徒への支援の在り方に関する理解が進んでいることも背景として考えられます。

本市では、昨年7月に策定した「不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、関係部局や関係機関・団体と連携を図りながら総合的な不登校対策を進めており、本指針に掲げる「チーム学校による校内支援の充実」「多様な教育機会の確保」「関係機関との連携強化」という三つの方向性

のもと、引き続き、児童生徒一人ひとりの思いを大切に、将来の社会的自立を後押しできるよう努めてまいります。

なお、参考資料として、神奈川県状況と暴力行為、いじめ、長期欠席者及び不登校等の定義を添付しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。今、指導課担当課長のほうからは暴力行為の発生件数の状況、それからいじめの認知件数、そして不登校児童生徒数の数について御報告がございましたが、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

なかなか対応が難しい問題ではあるんですが。

森川委員、お願いします。

#### 【森川委員】

御説明ありがとうございます。それぞれに1個ずつ、3点あります。

暴力行為についてなんですけど、これは意見というよりは、もう私もどうしていいか、相談という感じなんですけども。まず、件数ですが、これは特に小学校に関しては、まだ小学生は体が小さいので教員が抱えるなり何なりして未然に防いでいる場合もあると思うので、実態はもうちょっと多いかなと思います。教員おかげで暴力行為に及ばなかったというのがあるのは目撃したこともありますので、これはもうちょっと数字的には多いかなというのが私の実感です。ただ、小学校、中学校でこういう行為を起こしてしまった、それは生徒の心のほうの問題、家庭のほうの問題、様々な事情があるかとは思いますが、保護司をしながらも学校現場にも出入りしていると思うのですが、小中で暴力行為を犯してしまったときに、保護者の皆様の御理解が、なかなか子どもの側に立っての本当の御理解がどうしても薄いように思われる節があります。学校の指導がいけないですとか、教員のもの言い方がいけないだとか。そこに終始してしまって、子どもの本当のつらさですとか、その子が必要な支援にどうしても手が届かない、そこまで行けないという現場の悩みは見聞きしております。ただ、小中学校は学校の責任でできますが、高校になると、もう保護者の手の届くところではないんですね。高校になってきていざ暴力行為をしました。犯罪になりました。少年院に入りました。退院しました。保護司が付きまして、保護司の前で泣く、保護者との面談も保護司の仕事なので、保護司の前で泣く保護者が何と多いことか。そこで泣くならもっと早く考えてあげてという話なんですけども、私はその実態をもっと早く、小学校うちから保護者の皆様に、今は抱きかかえて抑えられるし、あなたの発言が強いから何とか抑えられて、学校に言えば先生方はもう黙るしかない。だけど、高校になってしまったら、15歳以上になってしまったら、教員とか学校現場はもう手が離れてしまって、全てを引き受けるのは保護者なんですと、損害賠償も保護者がしないといけないし、少年院の面会も保護者がしなきゃいけないし、身元も引き受けていかなきゃいけないし、保護者なんですよという、そういうお話をすることはできないのか。本当の現状の厳しさを関係各団体、例えば保護司会だったら喜んでやると思うんですけど、そうなる前に実際これだけ厳しいんですよ。少年院はこれだけ厳しくて損害賠償を起こされるとこれだけ払うんですよとか、そんなお話はできないものかと常々思っております。

ちょっとこれは私ども本当に相談というか、現場を見ていて、そこを知らせてあげないと、高校になって、学校が、いや学校は関係ないんで退学してくださいとなっちゃったら、もう本当に保護者は逃げられないんですよという話をしていただけないと前に進まない御家庭のお子さんもいらっしゃるものが現実なので、御一考いただけたらと思います。

すみません。これは私の本当に深い悩みの相談なんですけど、あと、いじめについてのアンケートなんですけども、小学校に関してアンケートでとてもたくさん発見されているというのがあるんですけど、アンケートをいつも年に何回かやりますよね。あの現場に私も立ち会って、平仮名が読めない子には読んであげたりとかするんですけども、あのアンケートはとてもよくて、1年生からアンケートを取るのが当たり前になっているので、変な付度なしに子どもたちがしれっと本当のことを○とか×とか△とか、ちょっとあったとか何か書けるので、もうそういう癖が子どもたちについているので、とても自然に、アンケートを書くことが、変な話、大人にチクったとか、そういう認識は子どもに全然ないんですね。子どもの的にも自然に書けるので、あのアンケートはすごくいいなと実はいつもいつも現場で子どもたちに、これに書けるんだってと、教員ももうそれしか言わないので、自然に子どもたちが本当のことを書けるのですごくいいなと思っております。

あと、不登校に関してなんですけども、小学校で学校に戻ることができた子がありましたよね。小学校だと特に6年間かけてなので、学校側もとても丁寧に対応をしていると思いますが、やはりキーマン、親にとっても子どもにとってもキーマンが必ずいて、特に心を打ち明けにくい子どもたちなので、どの先生でもいいわけではなく、校長、教頭、教務、スクールカウンセラーからスクールコーディネーター、どなたかの先生がいるから行こうという子がやっぱりいると思うんですね。なので、前に職員異動のときにもお話もさせていただいたんですが、全てのキーマンであろう役割にいらっしゃる方が年限という理由でわあっと異動してしまうと、せっかく積み重ねたものが元に戻ってしまうので、申し訳ありません。そこの配慮をぜひよろしくお願いいたします。

すみません。長くなりました。以上です。

#### 【伊藤指導課担当課長】

暴力行為のほうなんですけど、さすがに森川委員おっしゃるとおり、事が起きてからだとどうしてもそこに入らないことがやっぱり多いなというの、起きてしまうと学校のせいだとか、いや、うちの子にも事情があったんだという会話になってしまうなというのは感じています。いじめのところにも書かせていただいたんですが、やっぱり日頃から、例えば学校説明会の中で、例えばうちはこういうときにいじめだと捉えますよだとか、暴力行為というのはこういうのをやっぱりどんな事情があってもということは起きる前の段階でという意味でPTAだとかコミュニティ・スクールだとかという場の中で学校のスタンスというのを伝えていくこと、これが重要なんじゃないかなというのは、今回の取組の中でも少し書かせていただいたところです。委員のお答えになっているか、そういうようなことはちょっと今、これからもちょっと進めていきたいなというふうに考えております。

アンケートのほうですが、○の位置とかも、教員のほうは微妙にこう見ている、「はい」と「いいえ」ちょうど何か変なところに書いたりとか、「いいえ」を消して「はい」にしたりだとかというの、要は言葉にならないところも声をかけていきながら、消しゴムの後だとかを読んで、何

かあったんだっけっていいんだよみたいな形で、やっぱり子どもたちが開示することに、森川委員おっしゃったとおり、慣れてきているのは少しずつあるのかなと、この取組は今後も続けていきたいなというふうに考えております。

あと、不登校のほうは、御説明させていただいたとおり、学校のほうのやっぱり不登校に対する捉えが少しずつ、無理やりではないんですけど、今日、例えばつい学校の先生、僕もそうですが、欲張ってしまって、昼まで行けたからじゃあ給食食べてから帰ろうとか、もう一步踏み込みたくなるころを、そうじゃないんだというのが少しずつ浸透してきて、今日、子どもは頑張りたいといったところを頑張ったら、よくやったねと。それで終われる先生、そういう研修を少しずつやっぱり増やしてきていて、教員の中で不登校に対する理解というのをやっぱり広めていくことが、子どもたちが自分で頑張れて、じゃあ次も頑張ろうという、かえってもう1個新しい目標を与えたことでくじけてしまって、やっぱり駄目だったんだとならないという意味では、そういう意味では、研修というのは理解が少しずつ進んできているのかなと。これについては支援教育課の不登校対策とも連携を取りながら対応していきたいなというふうに考えております。

以上になります。

#### 【森川委員】

ありがとうございます。現場の方の御苦勞は本当に、丸の位置までというのはもう本当に感謝をしております。ありがとうございます。

例えば、不登校の子が来ているかもしれない、いないかもしれないという、避難訓練のときとかに校舎内に残っているんじゃないかということで、全員避難させた後教員が戻って探し回るといふこともあります。なので、本当に現場の子どもを守るという、子どものためといふことは本当に思っております。どうぞよろしく願いいたします。

#### 【落合教育長】

西井委員、お願いします。

#### 【西井委員】

質問なんですけど、添付資料のほうに神奈川県と比較の表をつけていただいているので、ちょっと去年ももしかしたら聞いたかもしれないんですけど、この見方についてちょっと教えていただきたいんですけど、暴力行為の発生件数1,000人当たりということで、川崎市、圧倒的に少ないんですよ。令和5年もそうなんです。それから増えてはいるけれど令和6年も、カウントが違う状態になっているという、何か多分他市と比べて取組が違うところがあるのかという辺り、これが1点目の質問です。

それで二つ目の質問は、こうやって見ると、いじめに関して言うと、横浜ほどではないけれども同じように1,000人当たりのところは高いほうに属する、こういうことですね。相模原とか横須賀とか相対的に低い市もある中で言うと、これ取組が何か違うのかという辺りです。

最後のところは、長期欠席児童・生徒数のところについては、これは絶対数が書いてあるんですけども、1,000人当たりがないんですよ。ちょっと割り返せといふことなのかもしれないけど、やっぱりそういうふうな同じ県内にいながらかなり差があるものについては、同じように比較できるようにしておいた上で、やっぱり何か取組に違いがあるのかというふうな、そういう

ふうな研究をちゃんとしっかり調べてみた上で、いいところはまねする。課題があるところは是正していく。そういったことについてやっぱりちょっとコメントがほしいなというふうに思うんですけども、先ほど川崎の中のトレンドの話が全校比べているという、比較の話がありましたけども、ぜひちょっと次回からそういう報告にしてほしい。これは要望です。質問についてはどうですか、川崎の暴力がなぜ少ないか。

**【伊藤指導課担当課長】**

私どももこれがなぜというところが、なかなかまだそこまでの検証が進められていないというのは感じているところです。実際に先生たちが、暴力が起きる前の段階で丁寧にアンケートを取ったりだとか、気持ちを理解するということではできているのかなというのを感じているところですが、他都市とそれが違うのかと言われると、西井委員がおっしゃったとおり、比較というのがなかなかできていないところでもあります。逆にできていないところが市にあるようであれば、それは他都市と聞いていきながらということになるのかなと思うのです。その辺の検証については、今後、御指摘のとおり、必要な場面かなというふうに感じているところでございます。

**【西井委員】**

ぜひ大事なことなので、すごく先生方の御努力でこれがその手前で抑えられているということであれば、やっぱりしっかり現場を褒めてあげるといことをしたいと思えますし、それから逆に言うと、潜っていないよねということです。これだけ違うとちょっと大丈夫かなという、そういう見方もできるわけで、そういうことがないようにぜひしたいという、そういう思いからです。

それから、長期欠席のところは、やっぱり同じように1,000人当たりで比較したほうが良いです。

**【伊藤指導課担当課長】**

ありがとうございます。県から頂いている資料になるので、ちょっと分かるようにというところについては、本市でこちらを伝えるときについては、今、西井委員がおっしゃったとおり、何か同じ基準で見られるようなものというのをつけていきたいと思いますが、こちらについては県のほうから頂いた資料だということで、ちょっと県のほうにもそういう同じ基準でできないかというのは、少し話はしていきたいなと思えます。

**【西井委員】**

割り返せばいい話です。

**【伊藤指導課担当課長】**

ありがとうございます。

**【落合教育長】**

ほかはいかがでしょうか。

芳川委員、お願いします。

### 【芳川教育長職務代理者】

教員が元気になるようなコメントでとてもよかったなというふうに思っているんですけども、三つですね。やっぱりまず一つ、暴力、二つ目はいじめ、三つ目は不登校というところで質問があるんですけども、まず先ほどの県との違いというところがあったりしているところ、私が気になったところは、まず当然増加している。つまり、みんな増加しているから増加しているけれども、そうなんですけれども、やっぱり川崎市も昨年度に比べたら増加しているねというところはやっぱり見ておきたいなというふうに思っています。そうすると何が違うかといったときには、実は川崎はかわさき共生\*共育プログラムをずっと実施してきたはずですよ。しかも横浜市以上にちゃんと授業の中に入れて、時間数も抑えてやってきているはずなんですけれども、どうして増加しちゃったんだろう。果たして共生\*共育プログラムは予定したとおりに学校が実施されていたのかどうかとか、ちょっとその実態調査をぜひそろそろしていいんじゃないかなというふうの一つ思ったりしております。

それに関連して暴力、もう1か所なんですけど、6ページ、これも実は全国の発生件数の推移と川崎市の形態別のところで、確かに生徒間暴力は最も多くなっているんですけど、気になったのは、実は川崎市は対教師暴力が高いんです。これは何を意味するんだろうか。つまり、教師と児童生徒との関係性に問題はないのかな。若しくは最近特に小・中学校で割と若い先生方が増えたりとかしているの、いわゆる子どもたちに対する教育指導・支援について、どういうふうにされてきていて、そこがうまくいっているかどうかということは、実はここから読み取ることが必要なのかなというふうにもまず一つ思ったんですけど、まず1点目になります。

### 【伊藤指導課担当課長】

共生\*共育プログラム、その実績については、すみません、今ちょっと僕のほうで答えを持ち合わせていないところがございますが、担当課とも連携して、今日の芳川委員の意見はしっかり伝えていきたいなというふうに考えております。

また、対教師暴力、私もそこのところ気になるところは確かにあります。見方として、先生の言葉かけの問題なのか、それとも甘えるところにがんがん来てしまうのか、そこはちょっと見えないところがあるので、それこそ我々の課が学校と直接担当している区の教育担当と連携しているところがありますので、出てきている数値と実際の指導というか、どういうふうの違いがあるのかというのは、今、芳川委員がおっしゃった、検証というところに入っていくのかなと思いますので、ぜひここをしっかりと確認して行って、理解していきたいなというふうに感じております。

### 【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございます。続けて、共生\*共育プログラムができてもう既に数年間たっているんですので、子どもたちの姿も変わってきているので、例えば非認知能力の育成の中で、最近ソーシャル・エモーショナルスキルという、それが果たして中に入っているのかどうかとか、そこはいわゆる感情認識であったりとか、感情表出であったりとか、そのプログラムをもうちょっとしっかり見直した中で組んでいくと、その暴力のところももう少しウエートを置いて子どもたちの成長につながるかもしれないというふうに思いましたので、ぜひそこ辺りを検証していただければと思います。

あと、すみません。二つ目、いじめなんですけれども、件数は全然気になることはないんです

が、川崎市の場合は「悪口、からかい」が断トツですよ。それは全国の例と全く同じなんですけれども、そうすると、「悪口、からかい」に対して実際に学校ではどのような指導をされているのか。多分ある程度指導しなければならないというふうに思っていますので、どうしても海外に比べると、人の気持ちを分かってねとか、思いやりを持ってねとか、そういう感じでは実はすごく曖昧ですから、小学校がこれで止まることはなかなかしにくいですよね。もうちょっと明確なことを入れていく必要があると思うんですが、そこ辺りの実態なども時間があつたらぜひ調査していただければなというふうに思っています。

あと、最後なんですけれども、不登校についてなんですけど、90日以上、長くなっているというところはそれだけ不登校が複雑化しているというふうに思っているのですが、取り組みたいのであれば、実はこの原因のところに出しているパーセンテージが高いところ、三つ目として、理由の中で生活リズムですね。ここは多分コロナがあるゆえにかなり生活リズムが崩れてしまった子どもたちから不登校につながっているというところだと思いますので、実はそこは健康教育の問題なのかなというふうに思っていますが、そこ辺り少し検証していただければと思います。

以上です。

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。なかなか背景にあるものとか、それから各学校で具体的にどういう取組をしているのかという辺りをもう一度丁寧に分析していく必要があるのかなというふうに感じます。なかなか暴力行為も、あんまり我慢できずに、それから愛情不足で先生に甘えたくて、心の状況が表に出ているので、川崎市の先生はそれに負けることなく、本当に丁寧に子どもから話を聞こうという、しっかり聞き取ろうという態度もありますし、いじめのアンケートについても、アンケートをしっかりと放しではなくて、課長が言っていたように、そこから何もなかったお子さんにも必ず声をかけて内面を引き出そうとする取組もしておりますし、また、不登校につきましても、大分対応の仕方も学んできていて、担任だけではなくて、職種関係なく、そこにいる大人誰でもいいから話してもらおう。本当に学校全体の大人が子どもから信頼される集団になろうという意識にもなってきておりますので、その辺でどういう効果があつて、どこが駄目なのかという辺りをしっかり分析していければいいかなというふうに思っております。

森川委員、お願いします。

#### 【森川委員】

ありがとうございます。暴力行為に関しては、芳川先生が今分析をというお話だったんですけど、本当に愛着から来る暴力行為とか、いろいろあると思うんですが、川崎市、犯罪件数が増加しているんですよ。犯罪がすごい少なかったのに、政令市の中の5位まで落ちてきてしまっているという報告があるので、昨年度に比べて500件増えていて、内訳をちょっと私見ていないんですが、多分青少年も各地区、保護司が足りないぐらいなので、青少年も入っているかと思われませんが、特に私もその分析のところは教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。

坂口委員はよろしいですか。ほかはよろしいでしょうか。

では、いろいろ宿題も出ておりますので、よろしくお願ひいたします。

報告事項N o. 3は終了といたします。

傍聴人の方に申し上げます。これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

## 8 報告事項Ⅱ

### 報告事項N o. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について

#### 【落合教育長】

では、続いて報告事項Ⅱに入ります。

報告事項N o. 4「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」の説明を庶務課長からお願いします。

#### 【細見庶務課長】

それでは、報告事項N o. 4「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」御説明申し上げます。

ファイルナンバー04-1、報告事項N o. 4のファイルをお開きください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長が専決した事項について、同条第2項の規定に基づき、御報告するものでございます。

1の(1)件名は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取についてでございまして、(2)内容は、記載のとおりでございます。

2、専決を行った日でございますが、令和7年11月11日でございます。

2ページを御覧ください。

令和7年第4回市議会定例会に提出を予定する議案について、異議はないものとして市長に回答した文書でございまして、3ページには、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

それでは、専決した事項のうち、議案第177号、議案第179号、議案第215号、議案第216号及び議案第217号につきましては、前回の定例会で御報告しておりますので、本件では議案第180号、議案第219号及び議案第220号について、御説明いたします。

ファイルナンバー04-2、報告事項N o. 4資料1のファイルをお開きください。

議案第180号「川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の議案概要でございます。

こちらは、川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた令和7年10月6日付報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額並びに教育職員の教職調整額の改定等を行うため、並びに一般職の職員の給与改定に関連して特別職の職員の期末手当について必要な措置を講ずるため改正するもので、公布の日から施行となりますが、1(1)アについては、令和7年4月1日から適用、上記1(3)については、令和8年1月1日から、

上記1（1）イ及びウ並びに（2）のうち令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定並びに上記1（1）エからキまでについては、同年4月1日から施行となります。

なお、1（3）の川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正につきましては、前回の定例会で御報告しております。

議案第180号の説明は、以上でございます。

ファイルナンバー04-3、報告事項No. 4、資料2のファイルをお開きください。

議案第219号「令和7年度川崎市一般会計補正予算」についてでございますが、8ページ及び9ページを御覧ください。

「13款 教育費」を「14億6,917万1,000円」増額し、総額を「1,317億1,601万5,000円」とするものでございます。

内容といたしましては、22ページ及び23ページを御覧ください。

特別職給与費、職員給与費及び共済費で、人事委員会勧告等を踏まえ、給料、職員手当及び共済費を増額するものでございます。

議案第219号の説明は以上でございます。

ファイルナンバー04-4、報告事項No. 4、資料3のファイルをお開きください。

議案第220号「令和7年度川崎市一般会計補正予算」についてでございますが、4ページ及び5ページを御覧ください。

「13款 教育費」を「3億36万4,000円」減額し、総額を「1,314億1,565万1,000円」とするものでございます。

内容といたしましては、12ページ及び13ページを御覧ください。

「体育保健費」の「学校給食物資購入費」でございますが、社会情勢の変化等に伴う物価高騰の影響により、食材調達費用が不足する状況となっていることから、「3億466万9,000円」の増額補正を行うものでございます。

次に、14ページ及び15ページを御覧ください。

「教育施設費」の「社会教育施設整備費」でございますが、「教育文化会館再整備事業費」について、改修工事の過程において新築時の図面と異なる不具合箇所等が複数確認されたことに伴い、工期や工事費等に変更が生じることから、「6億503万3,000円」の減額補正を行うものでございます。

次に、7ページにお戻りください。

「債務負担行為補正」でございます。

「労働会館・教育文化会館再編整備事業費（その3）」について、改修工事の過程において新築時の図面と異なる不具合箇所等が複数確認されたことに伴い、工期や工事費等に変更が生じることから、期間を令和7年度から令和9年度まで、限度額を「74億401万8,000円」として、追加するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

「地方債補正」でございます。

同じく「教育文化会館再整備事業費」について、改修工事の過程において新築時の図面と異なる不具合箇所等が複数確認されたことに伴い、工期や工事費等に変更が生じることから、「社会教育施設整備事業」の限度額を「6億500万円」減額し、総額を「12億6,800万円」とするものでございます。

議案第220号の説明は以上でございます。

説明につきましては以上でございます。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

ただいま議案180号、議案219号、議案220号の御説明がございましたが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。これについてはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4は終了といたします。

**報告事項No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

**【落合教育長】**

次に、報告事項No. 5「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を庶務課担当課長からお願いします。

**【森庶務課担当課長】**

それでは、報告事項No. 5「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

ファイルナンバー05、報告事項No. 5を御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、1、臨時代理した事項の(1)件名につきましては、川崎市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正の方針についてでございます。

次に、(2)内容につきましては、市長及び副市長の期末手当と同様に、教育長の期末手当の年間支給割合を100分の5引上げ、6月期と12月期に100分の2.5ずつ均等に配分します。

なお、本年の6月期の期末手当は既に支給済であることから、本年12月期の期末手当の支給割合については、100分の5引き上げるものでございます。

次に、2、臨時代理を行った日は、令和7年10月17日でございます。

次に、3、臨時代理を行った理由といたしましては、令和7年12月期における教育長の期末手当について支給割合の改定が必要となり、同年11月26日に開会いたします第4回市議会定例会へ条例議案を提出する必要があるございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

教育長の期末手当ということで、皆さんに御意見を聞くのかなど。聞きづらいところがあ

るんですが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5につきましては、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたします。

## 報告事項No. 6 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（素案） について

【落合教育長】

では次に、報告事項No. 6「第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（素案）について」の説明を教育政策室担当課長からお願いします。

【豎月教育政策室担当課長】

報告事項No. 6「第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（素案）」について御説明いたしますので、ファイルナンバー06-1と記載された資料を御覧ください。

表紙をおめくりいただき、2ページを御覧ください。

初めに、第1章、基本的な考え方でございます。

冒頭に、「市民一人ひとりが“学びの主役”、“学びの主体”となって、自らの学びを“自分事”として捉え直すことが大切」であること、「全ての市民と共有しながら取組を進めて」いくことを記載しています。

策定の趣旨等につきましては、記載のとおりでございまして、右図の三角形の頂点部分に当たる「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」を掲げ、その下の具体的な取組である「実施計画」と、右の青枠の重点的に取り組むテーマ「Key Project」で構成し、計画期間は、その下の図のとおり12年間で、4年ごとに実施計画を策定してまいります。

3ページを御覧ください。

第2章、「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」でございまして。

「第2次教育プラン」の「基本理念・基本目標」の方向性を継承しつつ、新たな価値観等を盛り込みながら、「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」を定めました。

「めざすもの」は囲みのおり「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」とし、「みんなと共有したい価値観」は、右側中ほどの囲みのおり「一歩、踏み出す」「自分の幸せ みんなの豊かさ」「多様性を可能性へ」の三つでございまして。

下にまいりまして、第3章、第1期実施計画、(1)第1期実施計画における基本的な考え

方でございます。

「第1期実施計画」では、“教育から学び”へと転換し、市民一人ひとりが“学びの主役”、“学びの主体”となって自らの学びを“自分事”として捉えられるよう教育施策を進めてまいります。自分たちで考え、解決していく学びを通じて、子どもたちが変化の激しい社会を生き抜くことができる力を身に付けられるよう教育活動を進め、子どもの学びと地域の力を一続きで捉えながら人材が循環する地域づくりを進めることで、「めざすもの」の実現を目指してまいります。

4ページを御覧ください。

(2)「Key Project」でございますが、重点的に取り組むテーマを“Key Project”として設定いたしました。以下、四つのプロジェクトを御説明してまいります。

初めに、「Project 1 社会参画に向けた資質・能力を育成する探究的な学びの充実」でございますが、「プロジェクトの方向性」は、「総合的な学習（探究）の時間」を中心に、子ども主体の「探究的な学び」を、学校と地域が一緒になって進めていくことで、子どもたちの資質・能力を高めるものでございまして、「かわさき探究2.0」として取組を進めてまいります。

右の「取組の方向性」でございますが、全ての市立学校における「かわさき探究2.0」の実践や「かわさき探究2.0」の実践を支える取組を進めてまいります。

下段の、「Project 2 組織等の枠を越えた連携による切れ目のない支援」でございますが、「プロジェクトの方向性」は、「児童生徒一人ひとりの状況の適切な把握」を行い、関係局等で「情報の共有化」の取組を進めることにより、「多様な主体との連携」を行うことが重要であり、これらを取組の三つの柱とし、四つの方向性に基づき、児童生徒一人ひとりに応じた切れ目のない支援の実現に向けた取組を進めてまいります。

右の「取組の方向性」でございますが、方向性1、個別の教育支援計画を軸とした連携体制等の整備や、方向性2、多様な学びの場の確保と安全・安心な居場所づくりなどを進めてまいります。

5ページを御覧ください。

「Project 3 教職員が働きやすい環境づくり」でございますが、「プロジェクトの方向性」は、学校との意見交換会での内容や、国が示した「学校と教師の業務の3分類」の内容を踏まえて「四つの対応の方向性」を定め、時間外在校等時間の縮減や、教員が子どもと向き合える時間の増加、自身の能力向上に充てる時間の確保により、「未来を育む学校サポートプログラム」において、教育の質の向上と、学校現場の魅力向上を目指してまいります。

また、図は、Project 1と3の関係を図示しておりまして、二つのプロジェクトが関連しながら、子どもたちのために“教育の質”の向上を図っていくことをお示してまいります。

右の「取組の方向性」でございますが、方向性1、教育課程の編制による創造的な余白づくりや、方向性2、教員の負担軽減・業務改善などを進めてまいります。

下段の、「Project 4 生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現」でございますが、「プロジェクトの方向性」は、市内の至るところで、生涯学習に触れる機会があふれ、興味を引かれる「学び」に出会い、生涯を通じて自立し、学び続けることができるや、「学び」

を社会に発揮できる機会や、同じ想いを持つ仲間と緩やかにつながることができる仕組みがあり、楽しみながら貢献できるでございます。

また、図は、Project 1と4の関係を図示しておりまして、二つのプロジェクトが相互に連携し、社会教育と学校教育のボーダレス化を図っていくことをお示ししております。

右の「取組の方向性」でございますが、方向性1、生涯を通じた「学び」の環境の充実や方向性2、「学び合い」社会の実現に向けた仕組みづくりを進めてまいります。

6ページを御覧ください。

(3) 実施計画でございますが、教育委員会の全ての取組を六つの「施策」と36の「事務事業」に2層構造で体系化して位置付けたものでございます。

施策及び事務事業につきましては、表形式でお示ししておりまして、表は、左から「施策の方向性」「事務事業及び主な取組」について記載しております。本ページでは施策1～3を、7ページにまいりまして、このページでは施策4～6を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

8ページを御覧ください。

(4) より豊かな学びに向けてございますが、施策及び事務事業では、教育委員会事務局が実施する事業を中心に整理しているため、学校現場で実践する取組は原則として記載していないことから、児童生徒や市民の方に身近な、学校での学びや学校生活に関わる内容等を中心に考え方や方向性等を整理したものでございまして、子どもの権利、未来を主体的に切り拓く学び、教育DXについて方向性などを整理しております。

下にまいりまして、第4章、進捗管理の考え方でございますが、実施計画は、総合計画と同じ施策体系・事務事業のため、様式や実施方法を共通化して毎年度評価を実施し、Key Projectについても毎年度実施状況等をまとめ、実施計画の報告書と合わせて議会への報告と市民の皆様への公表を行ってまいります。

素案本体の説明は以上でございます。右側には、参考として主な関連計画の一覧を記載してございます。

9ページを御覧ください。

最後に、ページ下段の左、今後のスケジュールでございますが、議会への報告後にパブリックコメント手続を実施し、令和8年3月に計画を策定してまいります。

説明は以上でございます。

#### 【落合教育長】

御説明ありがとうございます。教育プランについてです。2ページに「めざすもの」「みんなと共有者したい価値観」、4ページ以降にKey Project、その方向性、6ページには六つの施策と32の事務事業、そして8ページに「より豊かな学びに向けて」ということで、三つの取組、そういうふうな素案をまとめて御説明いただきましたが、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

#### 【西井委員】

ありがとうございます。事前にコンセプト等についても共有をしていただき、総合教育会

議の中でも御意見を言わせていただきましたので、この考え方については強く賛同しております。パブコメに入るということの中で、添付資料をお付けいただいていますけども、その内容についてもちょっとコメントしてよろしいですか。

**【堅月教育政策室担当課長】**

お願いいたします。

**【西井委員】**

まず、何点かあるんですけども、添付資料の中に、いわゆるKey Projectの中で、かわさき教育プランのいわゆる「かわさき探究2.0」、14ページに書かれておられて、具体的な取組については15ページに事例のように紹介していただいているんですけども、これは、特に小学校2校、中学校2校で、いわゆる実証校というか、モデル校的にまず令和8年度やることの御提案をこんなふうにしていただいております。ぜひこれは御意見もあると思いますけれども、この成果だけじゃなくて、何をテーマにしてどういう考え方でこういう単元づくりをしたのかという辺り、それからそれを児童生徒にどういうふう実践させたのかというプロセスをぜひ資料で、言葉で残すだけじゃなくて、アーカイブスのように残していただきたいなと思うんですよ。それを令和9年度以降、全校展開をしていくときに、ほかの学校の先生方や児童が参考にできるようにぜひしていただきたいなというのが意見、お願いです。

それから2点目の、これは質問になるんですけども、Project2の切れ目のない支援というのが19ページに仮称で校内支援センターという、ここにこういう仮称で記載があるんですけど、これは各校に設置をするというような、私が読んだときにそういうふう受け止めたんですけども、小中学校全部にこれがつくられるということなんでしょうか。

**【落合教育長】**

学校教育部長。

**【北川学校教育部長】**

学校教育部長の北川です。

本来、教育支援センター、今、西井委員がおっしゃったとおり、各学校で今不登校になっているお子さんが教室に入れなくても学校には来られるというお子さんのためのいわゆる別室指導というふうに呼んでいるものについて、別室指導という呼び方が少しネガティブな感じもあって、一旦校内教育支援センターとさせていただいた上で、それでも名前が少し硬いところがあるので、なじみやすい、みんなが印象を持ちやすいものに替えつつ、さらに今は教員が事実上、担任の先生とか支援教育コーディネーター、定数どおり配置された教員がそこで何とか回しているところがあるんですけど、それを今モデルでやっているように、ある程度委託の中で、ボランティアなどを活用しながら、人をちゃんと配置してやっていくという取組を広げていきたいという、そういう内容になっております。

**【西井委員】**

なるほど。分かりました。ありがとうございます。各校にそういう窓口をつくるという、そういうことだと思うんですけども、釈迦に説法で大変恐縮なんですけど、文科省も令和元年の9月に特別支援教育の現状と状況についてという発表をしております、この中には幾つかのいわゆる家庭とそれから学校現場とそれから福祉の連携ということで、モデル的な「トライアルグル」プロジェクトというようなものが紹介されていて、ここで言うと、確かに窓口として今の御提案はよろしいかと思うんですけども、その後ろに控えるというか、特に福祉と教育の連携と、それから、それに対して家庭がどういうふうに参加できるんだという辺りを、そういうことまで考えると、ちょっと各校で全部やるというのは難しいので、後ろの仕組みとしてバックアップする。特に教育と福祉のコラボレーションですよ。それから家庭普及みたいな形ですよ。浸透ということ、そういったことがもう少し理解できるような形になって、そういうことが次の後ろのそういうバックアップシステムがあるのかどうかという辺りですね。この辺りについてはどうですか。これをちょっと読んだだけではそれがちょっと分からなかったの。

#### 【北川学校教育部長】

ありがとうございます。少しちょっと記載ぶりだと伝わりにくいところがあるかもしれませんが、(仮称)校内教育支援センターと書いてある部分については、主に不登校対策のための取組というふうに整理をさせていただいております、今、西井委員がおっしゃったような、保護者、学校、それから福祉部門とのそういった連携とか保護者にとっての利便性みたいなところの観点は、まさに今回のプランの中でいう切れ目のない支援という中での学校だけでなかなか対応が難しいところも医療、福祉との関係部門と連携しているところについて、今回、この次の計画期間の中で取り組んでいきたいという仕組みなので、校内教育支援センターは各校出していると思うんですけど、それ以外の取組は別途やっていきたいと考えています。

#### 【西井委員】

分かりました。ということであれば、パブコメを聞くときに、私も目を通したんですけども、後段の切れ目のない支援ということについては、ちょっとまだ全体の構図、体制図が、どういう支援を考えているのかという辺りがちょっとまだ分かりにくかったなというような感想ですね。

以上です。すみません。ありがとうございました。

#### 【落合教育長】

ほかの点はいかがでしょうか。

坂口委員、お願いします。

#### 【坂口委員】

ありがとうございます。今回の資料で今まで議論してきたことが全体を通して見ることができて、本当にここまでボトムアップから作り上げてきたというのを知っていますので、本当に感謝しています。ありがとうございました。

これからパブコメに入っていくということなんですけれども、ちょっと1点質問なのは、今回12年の計画、特に第1期に関してKey Projectを四つ進めていくという、こういう仕組みになっていると思うんですけれども、これ全体を読むとよく分かるんですが、資料がすごく字がたくさんで分かりにくいとも言えるので、簡単な資料はこれから用意する予定でしょうか。特に私は今回で4年の計画に関して四つのKey Projectが走っているということがすぐ分かるというふうなというふうに思ったんです。今回の資料で特にいいなと思ったのが、加えられていた8ページです。第1期実施計画の裏に取組が実は三つちゃんと学校ベースにあって、子どもの権利、キャリア教育、教育DXとあるんだと。この辺りも一緒にした今後4年間の何か簡易版の資料というのは作られる予定でしょうか。

**【落合教育長】**

教育政策室担当課長。

**【豎月教育政策室担当課長】**

冒頭申しましたとおり、教育プランはもう行政だけで進めるものではなくて、地域の皆様、市民の皆様と一緒につくっていかなくちゃいけないという意味では、可能な限り、できた暁には市民の方に分かりやすい媒体というか、伝え方を考えていかなければいけないと思っています。それがどういう切り口でどういう見せ方になっていくのかというのは、もうちょっと検討する時間をいただきたいと思っておりますけれども、まさにつくった後の実行をいかに具現化していくかということにおいては、伝えていくという作業が非常に大事ななと思っております。

以上でございます。

**【落合教育長】**

坂口委員、どうぞ。

**【坂口委員】**

では、その際のぜひお願いなんですけれども、やっぱり字が多いので、そして抽象的な言葉が並ぶので、これ、ぜひデザイナーの方と御相談しながら取捨選択して、ここまで決めたのでこれをさらに抽象化してくというデザイン、見えやすいデザインというのをお願いします。

以上です。

**【落合教育長】**

西井委員、お願いします。

**【西井委員】**

今の坂口委員の話に関連するんですけれども、坂口委員の今の御提案はできる限りプランそのものを分かりやすくしてほしい、こういうことだと思うんですけど、私は、特にこの四つのKey Projectがそれぞれ関わりを持って、1と4とつながっていくところ

について、やっぱり市民が理解しようというのと、やっぱり言葉じゃ分からなくて、学校の現場でどのように実施されていますかというような、ここが例えば動画とか写真つきで御紹介されるということが大事だと思うんですよ。この関連性のことで四つのKey Projectで言っていることがこんなふうにして変わってきているんだなというのが分かりやすいように、ぜひ先ほど一つ目の単元づくりと新しい学びのところであるんですけど、探究的な学びのところでも、共通しているのは四つのKey Projectに関わる学校現場、あるいは地域教育の現場で、こういうものが取り組まれていますよというのを残していく、それを市のホームページにアップさせて、いつでもそれが見えるような状態にしていくというのがすごい大事なんですよ。地域教育会議に出させていただいたときに愕然としたのは、各地域の取組が模造紙、手書きで紙の写真が貼ってあって共有されていたんですけども、いや、これいつの、昭和のプレゼンテーションじゃないかというので、その場で否定はしませんでしたけども、やっぱりそれじゃあ理解を得るとするのは難しいと思うので、ぜひそういうところにもDXを進めていただいて、共感を呼ぶようにしていただきたいというのは思います。

以上です。

**【落合教育長】**

教育政策室担当課長。

**【豎月教育政策室担当課長】**

御意見どうもありがとうございます。今の御意見をまとめるというか、私の受け止めとしては、坂口委員がおっしゃったことも含めて、字ばかりじゃなくて、ビジュアル的に市民の方に分かるように、しかも結果だけではなくて、取組の経過なんかも含めて、個々のKey Projectが連動しながら動いているということをしっかり形付けられるように、共有できるようにしていくという工夫が必要だというふうに受け止めさせていただきましたので、そういうことは頭に入れながら検討させていただければと思います。かなり高いハードルの宿題をいただいたような感じはいたしますが、頑張ってみたいと思います。ありがとうございます。

**【落合教育長】**

センター所長。

**【大野総合教育センター所長】**

先ほどの探究的な学びに関しまして、今後どういうふうに展開していくかということが西井委員のほうから御質問がありましたけれども、今後、モデル校をまずは筆頭として研修も始まってまいります。その研修の中においては、まさにプロセスがどのように具体的に行われていたかということが非常に重要な部分なので、恐らく写真であったりとか動画であったりとか、体験計画が実際にどうだったのかという詳細なものを研修で出していくことにはなっていくかと思います。そういったものを、先ほど御提案のありましたアーカイブとして見られるように、あるいはPTAのほうと連携しながら、そちらの資料も見ていただきながら

ということは、一緒にセンターも考えていきたいと思っております。

**【落合教育長】**

川崎市の教育がより良くなっていく。地域も含めて、合わせて市民も含めて、そういった教育活動、教育現場、更に盛り上がるようにしていきたいと思っております。

森川委員、お願いします。

**【森川委員】**

御説明ありがとうございます。モデル校が始まるというお話があったんですけども、多分モデル校が始まるのは各学校の教員の皆さんが多分参考にされると思うんですね。先ほどあった不登校の件数とか見ていくと、多分モデル校にも不登校の子がいるとか、週に半分しか来ない子がいたりとか、そういった子たちへのこの探究のアプローチはどうしたのかみたいなことも徐々につまびらかにしていただけたら、それは同じような状況で悩んでいる先生方の参考になると思いますので、その辺りの情報を公開していただけたらありがたいなと思います。

**【落合教育長】**

センター所長。

**【大野総合教育センター所長】**

貴重な御意見ありがとうございます。子どもたちがどういうふうに学んでいっているかというのは、教員はやはり一人ひとりしっかり見取っていくということが非常に大事な作業になってくると思います。情報公開となると、個別ということに関してはなかなか難しい部分もありますが、こういったお子さんに対してはこういった支援をすることが非常に適切だった。そういったことはかなり評価と指導の一体化がありますので、そういったところで進めていきたいというふうに考えております。

**【落合教育長】**

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

またハードルが上がったところもございますが、進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは報告事項No. 6は終了といたします。

**報告事項No. 7 未来を育む学校サポートプログラム（第3次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針）（素案）について**

**【落合教育長】**

次に、報告事項No. 7「未来を育む学校サポートプログラム（第3次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針）（素案）について」の説明を教育政策室担当課長からお願いします。

【大島教育政策室担当課長】

未来を育む学校サポートプログラム（第3次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針）（素案）について、07-1、報告事項No. 7のファイルで御説明いたします。

なお、07-2、報告事項No. 7資料のファイルは本編を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

2ページをお開きください。

1、計画策定の趣旨と目的ですが、ポツの三つ目、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第8条において、教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務付けられました。

ポツ四つ目、心身ともに充実した状態で仕事に取り組める環境を整え、「川崎市で教員になりたい」、「川崎市で教員を続けたい」と考える人が増えるように取組を進めていくことが必要でございます。

2、計画の位置付けです。

給特法第8条の規定による業務量管理・健康確保措置、実施計画に位置付けるとともに、かわさき教育プラン等の計画と整合を図り、策定するものです。

3、計画期間と対象者です。計画期間は令和8年度から令和11年度まで、対象者は業務職員を除く市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全教職員です。

右上にまいりまして、4、本市の学校教育を取り巻く状況です。

(1) 国のこれまでの主な動きとして、③令和6年中央教育審議会答申におきまして、教師のウェルビーイングの向上が示され、そのために働き方改革の加速化等が必要とされました。④令和6年12月に文部科学大臣と財務大臣による合意がなされ、令和11年度までに、時間外在校等時間を月30時間程度とすることが目標とされました。

3ページをお開きください。

(2) 社会環境の変化でございます。

(3) 本市の状況、①児童生徒数の推移については記載のとおりです。

右上にまいりまして、②時間外在校等時間の状況等については、令和5年度の調査において、業務負担が軽減された場合、「業務外のプライベートの時間を充実させたい」が高い割合となっております。

4ページをお開きください。

5、これまでの取組成果と今後の課題です。左下(2)第2次方針の成果は記載のとおりでございます。

5ページをお開きください。

(4) 令和5年度勤務実態調査アンケート結果については記載のとおりです。

(5) 小学校及び中学校との意見交換会です。

小中学校の校長、副校長、教頭、教務主任を対象に意見交換会を開催しました。既存の概念や業務にとらわれない柔軟な発想や、実践事例等を基に参加者の視野を広げ、新たな解決の対応の方向性を見いだして、出された意見を四つの分類に分けて整理しました。

右上にまいりまして、(6)見えてきた課題と取組の方向性でございますが、課題としては、人材不足の解消と業務改善の推進が必要です。要因として、採用競争の激化や労働環境の変

化が考えられます。下枠内を御覧ください。未来を育む学校サポートプログラムにおいては、教員の人材確保と業務改善の取組を行うことで働く環境を改善し、健康確保やウェルビーイングを向上させます。

6 ページを御覧ください。

6、本プログラムのポイント①です。

教育委員会事務局が主体となって行ってきた2次方針の取組を継続しつつ、学校との意見交換会の結果を踏まえ、四つの対応の方向性を新たに定めて取組を進めます。

7、本プログラムのポイント②です。

教育委員会は、学校の挑戦を支援し、ともに進めるパートナーとなり、学校を支援・伴走をしていきます。また、学校や教職員は自らの力で学校を変える主体者として、自律・自走する学校や教職員となることを目指します。

右上にまいりまして、8（1）取組期間内の目標です。

上記記載の時間外在校等時間に係る目標と中段記載のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に係る目標を設定しています。

7 ページをお開きください。

8（2）取組期間内の目標の考え方です。

目標1については、時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、国の示す時間外在校等時間の上限を超えているため、国の基準を参考に目標を設定します。また、教職員の健康保持のためにも健康障害リスクが高まる労働時間を超えて勤務を行う教職員をなくす目標を設定します。

目標2については、全業種全国平均値100よりも健康問題が発生する確率が低い状態88となっていますが、全国平均を超えている健康リスクA、仕事量・仕事のコントロールと、良好な状態である健康リスクB、職場の支援についてそれぞれ更なる改善を図る目標を設定します。

目標4については、仕事に対する、熱意や活力等の状況を把握し、その改善を目指して目標を設定します。

また、目標3及び5につきましては、川崎市特定事業主行動計画に基づき、目標を設定します。

右上にまいりまして、9、未来を育む学校サポートプログラムが目指すものですが、図の左下にある本プログラムの推進により、時間外在校等時間の縮減とともに、教員が子どもと向き合える時間の増加などの効果を獲得し、教職員の健康確保とウェルビーイングを向上させることで、教育の質と学校現場の魅力の向上を図り、教職員が働きやすい環境を実現します。

8 ページをお開きください。

10、四つの対応の方向性に基づく取組ですが、方向性1、2、3については学校現場での実践が重要な取組として定め、方向性4については教育委員会による実現が重要な取組として定めています。

方向性1、教育課程の編成による創造的な余白づくりにより、各学校が教員本来の業務である授業準備等に充てる時間をつくり出せるよう、学校の取組を支援していきます。

方向性2、教員の負担軽減・業務改善により、業務の効率化やデジタルの活用等により、

教員の負担軽減・業務改善に向けた取組を進めていきます。

方向性3、児童生徒主体の学びへの転換により、児童生徒が主体的に考えて学びを自走していくよう、教員がファシリテーター役を担う学びへの転換を進めていきます。

方向性1、2、3については学校現場での実践が重要なものでございます。

その中で、方向性3については、この取組が直ちに時間外在校等時間の縮減につながるものではございませんが、教員が子どもたちに、より関わることで、子どもに対する見取りや気付きが増え、子どもの授業に対する満足度の高まりや保護者等との良好な関係の構築につながり、教員のウェルビーイング向上に資するものと考えています。

方向性4、仕組みづくり・環境整備・人材確保により、主に教育委員会が中心となって、負担軽減などにつながる仕組みづくり、環境整備を行うとともに、人材確保の取組を進めていきます。

各方向性の取組については、一部記載しておりますので、後ほど本編も併せて御覧ください。

9ページをお開きください。

11、学校における働き方改革の削減効果、全国の学校の取組事例です。

文部科学省がまとめた全国の学校の取組事例を参考に本市の削減効果を試算しました。これらの取組により生じる余白時間の活用を目指します。

12番、好事例の展開についてですが、(1)実践校ごとの個別最適な支援、(2)学校間の協働を生み出す場づくりの取組を推進してまいります。

右上にまいりまして、13、本プログラムの着実な推進に向けてです。進捗状況については、毎年度の取組状況を把握した上で、教育委員会、教育長や学校長等を委員とした学校業務検討委員会、市議会及び総合教育会議への報告・公表を通じて関係機関に情報を共有するとともに、市のホームページ等を活用し広く市民にも公開します。

14、今後のスケジュールですが、未来を育む学校サポートプログラム(素案)について、パブリックコメントの手続を実施し、令和8年3月に方針を策定いたします。

以上でございます。

#### 【落合教育長】

御説明ありがとうございます。ただいまサポートプログラムの策定の趣旨・目的から、6ページ以降には本プログラムのポイントが①、②、それから取組期間内の目標、サポートプログラムの目指すもの、それから四つの対応の方向性に基づく取組等を御説明していただきましたが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

#### 【西井委員】

ありがとうございます。御苦労さまでした。

非常にこれまでの議論を反映した形で、しかも教育委員会が主体的にこれを推進していくという、本当に具体的な肉付けをしていただいて、大変いいプランになっているなというふうに感心いたしました。特に本編のほうに記載がありましたけれども、端末及びネットワークの統合というのが検討されて書かれていまして、すばらしいなど。最初はかなりいろいろ

な意見も出たんですけども、点数としてもそんなに多くなかったものですから、とにかく気になっていたところできちっと議論をされていて、対策をして、パブコメを取って、これからこれを参考に動こうというふうにやっておられると思うんですね。やはりこの取組を特に未来の子ども、先ほどのプランでも言ったように、実効性のあるものにしていくことにおいて必要、必須な施策かなというふうに思っておりましたので、大変感心をいたしました。ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

以上です。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。そのほかの点ではいかがでしょうか。

芳川委員、お願いします。

**【芳川教育長職務代理者】**

御報告ありがとうございます。すみません。確認なんですけれども、働き方改革の素案の中に、根本的に子どもたちのいわゆる学びについて、学びの改革ということなんですが、何か感覚で申し訳ないんですが、これは文部科学省がそういうふうに基準をつくって中に入れているのか、それとも川崎市が独自にこの柱を立てていたのかというのがちょっと分からなくて、教えてください。

**【落合教育長】**

教育政策室担当課長。

**【大島教育政策室担当課長】**

この令和5年、6年の中で、学校現場との意見交換の中で、やはり四つの方向性、学校業務に関する今後対応していかなきゃいけないといったところで、やはりその方向性3といったところ、学校でできる部分、いわゆる児童生徒の学びの転換のところなんですけれども、ここは意見交換会の中でも、やはりやっていかなきゃいけないでしょうという話もあり、かつ文部科学省でも、いわゆる学習指導要領にも書いてある主体的対話の学びといったところが記載されているので、なかなかボリューム的にはかなり大きなものと認識しているんですけども、働き方の中でも、いわゆる時間外が減るとかそういうところではなくて、先生のやりがいたとか熱意みたいところも上振れを狙っていこうといったところの中で今回設定したところでございます。

以上でございます。

**【芳川教育長職務代理者】**

ありがとうございます。実は四つの方向性の中で、これがちょっと違う方向を向いている感じがしていて、果たしてこれは働き方改革なのか、それとも実は授業の全体的な方針的な転換なんじゃないかと。探究とも合わせて考えると、そっちなんじゃないかなという気がちょっとして、何かそぐわない感じがしているので、もしこれをこのままつけるとすれば、なぜ児童生徒の主体的な学びへの変換が働き方改革につながっていくのかという説明が実は

必要なのかな。なぜかという、この前も学校に見に行ったりしていたんですけども、本質的に実はかなり教員自身が転換していかなければなりませんので、むしろ教員の意識の改革がそこにあることであって、いわゆる児童生徒への学びを転換するために教員が意識改革をするのかなという感じがするので、このまま持っていくと、何か子どもたちが変わる。そういう誤解をされやすいんじゃないか、つまり、やはり子どもたちの学び方が転換すれば急に楽になるみたいな、表現の説明がもう少し必要なのかなというふうに思いました。

以上です。

#### 【落合教育長】

子どもに学びを委ねていくと。子どもがまさに学びの主語なんですよ。これからはそういう学習に変わっていかなくちゃいけないかと思うんです。探究もそうですけど、探究していくと、子どもたちのやってみたいという、もっとマイ探究に変わっていくはずなんですよ。そういったときに、総合的な学習の時間だけじゃなく、全ての教育活動で、本当に子どもを主語にした子ども中心の学びに変わっていくと、子どもたちがすごく生き生きしてくるはずなんですよ。これはまだ結果が出ていないんですけど、そうなっていくと、保護者は子どもたちの生き生きした表情とか活動を見ていると、親も地域の方も安心してくるはずなんですよ。そうすると、今は様子が見えなくて、放課後にいろんなことで問合せが来たりするという、そっちの業務に追われてしまうときもあり、それが減っていくであろうというのと、マイ探究に変わることによって、個々の進み具合をしっかりと教師は把握しなくてはいけない。なので、教員も質とか力量は確かに高めなくてはいけないんですけど、でも児童生徒理解は進むはずなんですよ。そうすると今まで気付けなかった子どもの様子に気付いて、学習以外のことにも教員は子どもに声をかけられる。そうするとちょっと長引くようなトラブルが減ってくるのではないかな。そういうのを総合的に捉えていくと働き方改革にもつながっていく。でも教師は頑張らなくちゃいけないと思います。その辺の手抜きはしちゃいけないんですというふうに感じます。

西井委員。

#### 【西井委員】

今、教育長、それから芳川委員のお話ですけども、先週、神奈川県教育委員会の綾瀬市での研修会で、戸田市の戸ヶ崎教育長が、この10年間の新しい取組と、それから中央教育審議会からの意見、今回、文科省が発表したいいわゆる教員の働き方という観点の3分類のどうしてこういうふうに決めるのかというその背景ですよ。これも含めてものすごいボリュームで話をしていただいたんですけど、まさに教育長がおっしゃられた、やっぱり子どもの学び、探究的な学びということと個別最適な学びということ。個別最適な学びって何のことを言っているんだということについて、やっぱり教育現場の先生方の戸惑いがまだまだあって、ここがやっぱり一番難しいということ。それはやっぱり先生の立場が、教える人からファシリテートする人と言われていたんですけども、実際にそれをどうやってやるのかということについて、物すごいハードがあって、これはやっぱりどういうふうに進めていくかというときに、先ほどやっぱり戸田市のケースでいうと文科省も春から参考にしたいと思っておりますけど、やっぱりデジタルトランスフォーメーションで子どもが本当に関心を持つ関

心事というのが、アナログではなくて、先進的な取組で、例えば実際に子どもたちがドローンを使って改革されている農業という現場に見に行けるとか、そういうことを映像で見ながら未来を創造していくとか、そういったことが触れられているからもっと関心を持ってくれる。そうすると、初めて先生がファシリテーターになっていくという、どっちが卵でどっちが鶏かというのがはっきりしないところがあるんじゃないかなというふうに思ったんですね。ただ、そこはそういうやり方があると、働き方改革と両立する。だから最初の先生方のチャレンジというんですか、やる気というか、そういったことが物すごくやっぱり大事なんだなというのを改めて教えていただきましたので、強く賛同するし、そういう機会にしていっていただきたいな、つくっていただきたいなど。最初は小学校2校、中学校2校でモデル校という探究的学習の中でやると思いますけれども、ぜひそこでの授業が完全に変わるようお願いしてほしいなというふうに思います。もう既にかなりやっておられる学校もありますよね。そこを押し出せば2校、2校が残ると、川崎の場合には2校、2校じゃないんじゃないかという気がしますけれども、頑張ってください。

すみません。長くなりました。

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。

坂口委員、お願いします。

#### 【坂口委員】

ありがとうございます。質問1個なんですけれども、四つの方向性というのをを出していたいて働き方改革を進めようとしていると思うんですが、この前、OECDのTALISの結果が出て、労働時間平均で55時間という数字が出て、やっぱり各国を驚かせているわけですが、ここの理由の説明の半分以上がやっぱり部活動だと言われています。中学校の部活動の指導に関しては、この方向性1、2、3、4のどこに当たるものか。部活動に対して部活動指導員を考えると、部活動の在り方をもう少し週に何回か減らすとか、土日はどうにかするとか、それはどこに当てはまるのかというのを教えていただけますか。

#### 【大島教育政策室担当課長】

ありがとうございます。こちらの方向性については、部活動につきましては、2と4に関わってくると思います。正直これを割り振りするときに悩みました。2と4で関わる部分はどうしてもあります。学校がやっていただくことと、やっぱり教育委員会が器をつくるというか、方向性、仕組みをつくるというその両方の部分が必要なので、2になったり4になったりといったところで、方向性2と4に関わってくると思っています。

以上です。

#### 【坂口委員】

分かりました。ありがとうございます。今おっしゃっていただいてよく分かったんですが、やっぱりボトムアップで子どもたちの意見を聞いて部活動の在り方を決めていこうというこの川崎市の例がとてもよいんですけれども、同時にそうするといろんな人の意見を聞かなく

ればいけないので、方向性2だけに集約しちゃうんじゃないかなとちょっと心配していました。つまり各学校でそこで合意を取れたら進む。けれどもそうじゃないところもある。でも、そうすると労働時間自体は減っていかないと思うので、ぜひ方向性4の部分も入れると今お話を伺ってほっとしたところです。ぜひそうするといいと思いました。

以上です。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

では、森川委員。

**【森川委員】**

ありがとうございます。私からは取組、先ほどのドローンのお話ですと、教育改革、面白いと思いましたが、子どもたちの数分、それぞれ対応が難しい子たちとか、それこそ多様性に富んでおります。一番私が大事にさせていただきたいのは、ちょっと小さめに書いてあるんですけども、教育委員会は管理者から支援伴走者、ここも確実にお願いしたいと思います。管理者でいる限り、本当の悩み事ですか、特に若い先生方とかからの本当の苦しみとかは上に上がってこないと思います。支援伴走者であるということを書きただけではなく、支援伴走者ならではの発信、支援伴走者ならではの文言でお知らせとか出していただけたら、もっと悩みも吸い上げて、もっと教員の皆さんが希望を持てるかと思しますので、これを必ずよろしく願いいたします。

**【落合教育長】**

教育政策室担当課長。

**【大島教育政策室担当課長】**

ありがとうございます。この取組については、各教員何年目研修だとか中堅研修だとか、そういう場がありますので、そういったところでも受講した人たちの意見を聞くなり、あと、私たちがこういうふうを考えていますといったところは広くお伝えしなきゃいけないと思っていますので、また、業務改善実践校の中でも、本当に我々教育委員会の職員が現場に行って、何かいろんなことを聞きながら、やっぱり困っていることだとか、これはほかの学校でも行けそうだね、そういったところをどんどん広げていきたいと思っていますので、そこは教育委員会が学校訪問をしながら引き続きやっていきたいと思っています。

以上です。

**【森川委員】**

よろしく申し上げます。どうしても昔からの体質なのか、例えばクラスがうまくいかないとか、自分の指導力とか自分の評価とかに考えてしまう方たちもいらっちゃって、隠してしまう、報告を上げないでしまうという空気が少なからずあるかと思うので、それだと何の解決にもならないということを広めていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【落合教育長】

学校教育部長。

【北川学校教育部長】

すみません。先ほどの坂口委員からいただいた御質問で、政策室、大島課長のほうからお話させていただいた点で1点だけ補足なんですけども、この後の報告事項の13番のほうで、部活動の在り方に関する今後の方向性について御報告させていただく予定です。その中で、先ほどお話のあったとおり、まさしく学校が主体で取り組む部分と、教育委員会が仕組みの部分として整えていく部分と二つの内容がありますという内容の御報告も少しさせていただきますので、そこでまた詳しくやり取りをさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

【落合教育長】

ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは報告事項No. 7は終了といたします。

## 報告事項No. 8 学校施設長期保全計画改定素案について

【落合教育長】

では、続きまして、報告事項No. 8「学校施設長期保全計画改定素案について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長からお願いいたします。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

よろしくお願いたします。

それでは、学校施設長期保全計画改定素案について御説明申し上げます。

ファイルナンバー08-1、報告事項No. 8のファイルをお開きください。

当計画の改定につきましては、8月に改定の考え方を御説明させていただきましたが、今回、改定素案を取りまとめましたので、御説明をさせていただくものでございます。

初めに、1ページを御覧ください。

1、学校施設長期保全計画についてでございます。

平成26年3月に策定した当計画は、(1)計画策定の背景・目的に記載のとおり、老朽化が進行する学校施設について、高まる改築需要の抑制を図る必要がある、などの状況の中、三つ目のポツに記載のとおり、学校施設の老朽化対策、教育環境の質的改善、環境対策を併せて実施する再生整備と予防保全による長寿命化とともに、財政支出の縮減と平準化を図ることを目的としたものでございます。

2、改定の目的につきましては、三つ目のポツに記載のとおり、これまでの取組による成果や課題を整理するとともに、策定時からの様々な状況変化も踏まえ、必要な改定を行うものでございます。

2ページを御覧ください。

3、第1期取組期間の成果につきましては、(1)に記載のとおり、学校施設を築年数に応じてABCの3グループに分類し、グループごとに予防保全や再生整備の取組を行い、一定数の学校の教育環境を改善するとともに、長寿命化の推進、財政支出の縮減と平準化を図ってまいりました。三つ目のポツのとおり、今年度末までに校舎80校、体育館97棟についての整備が完了する見込みとなっております。

3ページを御覧ください。

4、学校施設を取り巻く状況として、(1)では、学校施設の老朽化が進行している状況を、(2)では、学校施設において耐用年数評価を行った結果、80年以上の活用の可能性も考えられる状況であることを、(3)では、国において改革の方向性や新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方の方向性が示されたことを、(4)では、児童生徒数の減少等をお示ししております。

4ページを御覧ください。

5、第2期取組期間を進める上での課題でございます。

第2期取組期間においては、先ほど御説明した学校施設を取り巻く状況や次の課題を考慮して進めてまいります。

まず、(1)のとおり、第1期取組期間では、トイレ快適化を優先したこと等により、予定どおりに進捗しておらず、第2期取組期間の進め方について検討する必要があります。

また、(2)のとおり、校舎について、築年数が最も古いCグループについては、給排水設備等の老朽化が著しい状況であり、学校運営への影響を伴う様々なリスクが生じる可能性があります。これらの設備を更新する設備再生について、効率的・効果的な整備手法などを検討する必要があります。

5ページを御覧ください。

6、第2期取組期間における取組の考え方でございますが、第1期取組期間の成果や学校施設を取り巻く状況、第2期取組期間を進める上での課題、また全体の事業費や受注環境等を踏まえ進めてまいります。

6ページを御覧ください。

校舎、体育館のそれぞれについて、グループごとに、整備に関する全体的な実施時期とメニュー、そして第2期取組期間の整備内容についてまとめております。

まず、校舎については、左の囲みに校舎Aグループの整備サイクルを図で記載しています。築20年、40年、60年とおおむね20年ごとに屋上防水や外壁改修など、建物の躯体を長もちさせるための工事を、また築40年、50年頃に内装や設備の大規模な改修工事を行うなど、不具合を未然に防止するための予防保全の取組を行うこととしております。その後、築80年頃に改築を行い、その後は20年目の整備から繰り返すこととしております。

第2期取組期間の整備内容としては、囲みの下のほうに記載のとおり、予防保全①を引き続き実施することとしております。

7ページを御覧ください。

左の囲み校舎Cグループにつきましては、築年数が最も古いグループであることから、図に記載のとおり、築40年頃に、老朽化への対応に加え、教育環境の質的改善や環境対策を併せて実施する再生整備を、築50年頃に、設備の大規模な改修である設備再生の取組を行うこととしております。これらについては、いわゆるリフォームやリノベーションをイメー

ジをしていただくと取組内容がイメージしやすいかと存じます。

第2期取組期間の整備内容としては、囲みの下のほうに記載のとおり、再生整備③を引き続き進め、それと並行して、設備再生を実施することとしております。

9ページを御覧ください。

(4) 設備再生の整備手法について、整備の方向性をまとめており、モデル校での実施状況を踏まえて、効率的・効果的な整備を実施することとしております。

(5) 実施スケジュールについては、全体の整備スケジュールを図でお示ししております。

10ページを御覧ください。

(6) 目標耐用年数については、これまでどおり80年といたしますが、今後、学校ごとに適切な時期に調査を行い、その結果を踏まえて80年を超えた使用について判断する、としております。

(7) 施設規模の適正化については、地域における核となる施設であるという学校の役割も踏まえながら、児童生徒数が減少する学校について、具体的にどのような対応をとり得るのか、検討を行うとしております。

11ページを御覧ください。

7、将来事業費についてでございます。

まず、(1)でございますが、ここまでお示しした整備メニューや実施スケジュールに基づき、目標耐用年数の80年で改築する場合の将来事業費でございます。今後60年間の各年度の平均費用は、約396億円と試算しております。

次に、(2)でございますが、今後、年少人口は減少していくことから、改築時に保有面積を仮に10%削減した場合、60年間の各年度の平均費用は、約367億円と試算しております。

12ページを御覧ください。

(3)でございますが、校舎について、仮に3分の1を90年、3分の1を100年まで使うことができることとなった場合、60年間の各年度の平均費用は約355億円と試算しております。

(4)でございますが、第2期取組期間については、(3)に示した試算をもとに進めることとし、この場合、第2期取組期間の12年間の各年度平均費用は、約184億円でございます。

学校施設長期保全計画改定素案についての説明は、以上でございます。

#### 【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

一度、長期保全計画の改定の考え方というのは、御説明させていただいておりますが、今回、素案がまとまったということでの御説明でしたが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

#### 【西井委員】

本素案については、非常に堅牢に作られていると思ひまして、賛成をしたいというふうに思ひます。

ちょっと違う話をしますけども、80年の耐用年数ということで、それに向かってこれは積み上げたプランということですけど、先般西生田小学校の150周年記念式典に参加してまいりま

して、150年の歴史は、150年前はかやぶきのお寺の講堂みたいなところから始まって、150年後の今の増設された設備になっているというのを考えると、80年間の中には、恐らく3回ぐらいそういうパラダイムシフトが起きるんだろうなと思いました。

やっぱり子どもの数が減っていくということと、それからSociety 5.0とかいうのが進む中でいうと、そういう新しいスタイルの小中学校というのが、どういう学びの場所、空間になるのかというのは、これはどこかで検討されているのかどうか、あるいはそれはこのプランとは別に、いろいろ議論されていて、そういうことについても早晩、共有をしていただけるのかどうか、この辺りについて、ちょっと教えていただけないでしょうか。

#### 【落合教育長】

よろしいですか。

#### 【小山教育環境整備推進室担当課長】

御質問ありがとうございます。

今、委員おっしゃられたように、やはり様々な時代が変わり行く中で、今現在、求められる学校施設の在り方というのは、時代とともに変遷があるというふうには考えてございます。

今回、資料の08-2のほうに細かく記載をさせていただいている部分がございます。資料08-2の全体の17枚目になりますが、ページでいうと15ページのところになります。

ここで、4の学校施設を取り巻く状況の(3)の国の計画等についてという記載がございます。やはり国のほうでもいろいろな子どもの可能性の引き出しであるとか、個別最適な学びといった、今、求められる教育の要素、またそれに対応する学校施設の在り方みたいなものについて、様々な検討がされているといったような状況でございます。

そのほか、なかなか全てのものに対して、現状の予防保全ですとかというところの中で対応が難しいというところもございます。やはり再生整備ということである程度リノベーションを行う中でも、全てに対応できるものではないんですけども、こういった現在、求められている要素に関しては、可能な限り校舎の整備の中で対応していくといったことは、意識はしているところでございます。

ただ、本当になかなか場所的、スペース的な制約もございますので、本当に全部への対応ということになりますと、それこそ建て替えといいますか、そういった段階にならないと対応というのは難しい部分もあるかなと思いますけども、可能な範囲で対応していきたいというふうには考えているところでございます。

#### 【西井委員】

ありがとうございます。

期待していた答えと全く違うんですけど。検討状況はよく分かりました。

#### 【落合教育長】

ほかはいかがでしょうか。素案について、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 8は終了といたします。

ちょっと長くなっているのですが、あと一つやらせていただいて、休憩に入りたいと思いますので、報告事項No. 9に行きたいと思います。

## 報告事項No. 9 川崎市立学校体育館等空調設備整備方針（素案）について

### 【落合教育長】

報告事項No. 9「川崎市立学校体育館等空調設備整備方針（素案）について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長からお願いします。

### 【亀村教育環境整備推進室担当課長】

報告事項No. 9の川崎市立学校体育館等空調設備整備方針（素案）について御説明させていただきます。

ファイルナンバー09-1、報告事項No. 9のファイルをお開きください。

1ページを御覧ください。1、整備内容等についてでございますが、整備対象につきましては、体育館155棟、武道場等44室に空調設備を整備してまいります。

空調能力等につきましては、個別分散熱源方式、床上3メートル程度の空間を対象とし、既存の体育館の改修であることから、コスト、冷暖房効果、施工性を踏まえ、室内機は天井吊形を基本とします。また、面積、断熱等を踏まえ、適切な空調能力の機器を選定します。

防災機能、エネルギー源につきましては、停電時にも稼働できる機器を選定し、既存エネルギー源の活用を基本とし、表にありますとおり、都市ガスの引込みがある学校116校は都市ガス、都市ガスの引込みのない学校39校はLPガスを基本とします。

断熱につきましては、冷房負荷軽減には、屋根の断熱（遮熱）化の効果が大きいことから、暑熱対策として屋根の断熱（遮熱）を基本とします。

工法につきましては、表にありますとおり、金属カバー工法又は遮熱塗装は令和15年度までに予防保全・再生整備を実施する予定の42棟、それ以外の学校につきましては、遮熱塗装又は遮熱シートにより、単独の屋根改修工事として18棟程度実施してまいります。

武道場等につきましては、単独棟、校舎内、体育館棟内、プール棟と四つの設置形態があり、空調設備の整備は、それぞれ効率的に整備できるタイミングで実施をします。

2ページを御覧ください。2、事業手法についてでございますが、表の区分①につきましては、直近で予防保全、再生整備を予定している体育館について、その工事と併せて空調設備整備を従来手法により実施します。

区分②につきましては、大規模な体育館について、各学校の状況に応じた設計が必要となり、民間活用による設計・施工の一括発注にはなじまないことから、従来手法により実施します。

区分③につきましては、①②以外の体育館について、民間活用手法により整備する方向で検討を進めます。理由としましては、下段に記載のとおり、1点目は、設計・施工等を一括発注でき、単年度により多くの学校を扱えるため早期整備が可能であること、2点目は、事業契約期間中の機器調達を計画的にでき、工期延長リスクを低減できること、3点目は、空調設備が故障する前に点検・修繕等を行う予防保全を求めることができることでございます。

また、民間活用手法のうち、設計・施工一括発注については、検査等を行う市の体制確保が困

難であることからPFI手法の検討を進めているところでございます。

3ページを御覧ください。3、空調設備整備スケジュールでございますが、区分①の整備対象は33棟、区分②の整備対象は12棟、区分③の整備対象は110棟で、それぞれ令和11年度までに計画的に整備します。

4、整備年次計画の考え方につきましては、4年間という限られた期間で155棟の整備を行う必要があることから、①地域バランスに配慮、②他の工事との重複を極力回避、③児童生徒数等を考慮して、整備年次計画を整備します。

5、今後のスケジュールにつきましては、令和8年2月に整備方針案を、3月には整備方針を策定してまいります。

4ページを御覧ください。6、概算事業費（試算）でございますが、空調整備に係る概算事業費は約234億円、断熱、維持管理を含めて約260億円でございます。

資料として、ファイルナンバー09-2、報告事項No. 9資料のファイルが、整備方針素案本編でございますので、併せて御覧ください。

説明は、以上でございます。

#### 【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

空調未整備の体育館155棟、武道場44室のこれからの整備内容の事業手法、整備スケジュール等についての御説明でしたが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

西井委員。

#### 【西井委員】

ありがとうございました。

前回も申し上げましたけれども、素案のときからより具体的なものを詰めていただき、そして、あと4年ちょっとで体育館の空調整備をしていくというのが、来年の2月、3月に学校の先生方や、子どもにも開示されていくと、ですよね。いいことだと思います。本当に皆さん喜ばれるだろうというふうに思います。ありがとうございます。感謝申し上げたいと思います。

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。

森川委員、お願いします。

#### 【森川委員】

ありがとうございます。

私も学校もちろんです、地域としても避難所ですし、選挙のたび、参議院の選挙がありましたので、人員を地域から出さなきゃいけないのですが、高齢者、それって大変だよとか、人を出すのも大変な騒ぎになってしまっていましたので、大変期待しております。本当に感謝申し上げます。

ただ、先ほど、ほかの工事との重複を避けるというのは、今私が行っている学校もそうなんです、工事が長引いてしまって校庭の入り口のところが使えなくて、そこに子どもに気を取られ

た先生がぶつかってけがをってしまったりとか、そういった点があるので、安全管理だけ、どうしても子どもがいるときに、これだけ急いでやるので難儀してしまうと思いますが、そこだけは十分気をつけて、ぜひ4年間でよろしく願いいたします。

**【落合教育長】**

ほかはいかがですか。これに関して、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項ナンバー9は終了といたします。

それでは、かなり長いこと会議をしておりますので、ここで10分程度休憩したいと思いますので、ちょうど10分、再開は15時55分といたしますので、それでは休憩といたします。

(15時45分 休憩)

(15時54分 再開)

**【落合教育長】**

それでは、よろしいでしょうか。

教育委員会を再開したいと思います。

**報告事項No. 10 今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）について**

**【落合教育長】**

次に、報告事項No. 10「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）について」の説明を、指導課担当課長からお願いします。

**【北村指導課担当課長】**

よろしく申し上げます。

それでは、報告事項No. 10「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）について」御説明いたします。

ファイルナンバー10-1、報告事項No. 10のファイルをお開きいただき、2ページ目を御覧ください。

初めに、背景及び経緯でございますが、本市では、八ヶ岳少年自然の家を利用して自然教室を実施しておりますが、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域等に指定されていることを確認したため、現地での再編整備、富士見町内での移転整備、他施設の活用の三つの案を幅広く検討することといたしました。さらに、令和6年度分のバス手配が入札不調となったことから、全校での確実な実施に向け、持続可能な実施手法の検討がより一層必要となっているところでございます。

令和7年1月21日の教育委員会において、これまでの検討状況を中間報告として説明させていただきましたが、現地での再編整備等については、安全性やコスト比較の観点から一旦検討を凍結し、令和7年度は他施設の活用を前提に検討を進めることとし、これらの結果によって、八ヶ岳少年自然の家は、地形的な課題や利用状況等を踏まえ、施設の存廃を含めて検討することと

なりました。

3 ページを御覧ください。

八ヶ岳少年自然の家の状況でございますが、本施設は、国の公害対策事業の一つとして開始した、グリーンスクール事業の実施対象地域の拡大に伴い、実施施設の確保が困難になったことから、昭和52年、長野県富士見町に開設しました、青少年教育施設でございます。

施設の劣化状況でございますが、築45年以上経過した木造建築物が多く、建物等の老朽化が著しく、劣化調査の結果からは、木造の宿泊棟については改築等が必要な状況となっております。

また、施設の安全対策でございますが、土砂災害特別警戒区域等の指定を受け、ソフト面の対策は実施しておりますが、ハード面は未対応であり、特にレッドゾーンにかかる施設については、建替え時に対策を講じることが必須でございますので、施設を継続して使用するには、抜本的な老朽化対策や土砂災害に対する安全対策が必要な状況となっております。

4 ページから6 ページにつきましては、昨年度の検討状況になりますので、詳細については省略させていただきますが、概算工事費につきましては、事前更新しておりますので、4 ページを御覧ください。

現地での再編整備における概算工事費につきましては、昨年度の報告時点では約72億円を見込んでおりましたが、人件費や材料費等の高騰を受け、令和7年7月時点で約77億円の見込みとなっております。

5 ページを御覧ください。

富士見町内での移転整備における概算工事費につきましては、昨年度は約68億円プラス土地取得経費等がかかる見込みとしておりましたが、人件費や材料費等の高騰を受け、令和7年7月時点で約73億円プラス土地取得経費等の見込みとなっております。

7 ページ以降につきましては、今年度の検討状況となっております。他施設の活用を前提に、様々な検討を行ってまいりました。

7 ページを御覧ください。

他施設実施校での実施結果でございますが、本年7月29日に、これまでの取組状況として、途中経過を説明させていただきましたので、詳細は省略させていただきますが、これまでに小学校19校、中学校2校の計21校が6か所の他施設で自然教室を実施してまいりまして、海での磯遊びやビーチコーミングなど、目で見て実際に触れるといった生きた環境学習や、社会で三浦半島について学習した後、実際に農業体験を行うといった学びを深める体験活動を行うなど、学校の実情に合わせた多様なプログラムに取り組むことができたほか、移動時間が短縮されたことで、別の施設での活動も可能になるなど、児童生徒の活動がより充実することとなりました。

8 ページを御覧ください。

こちらにつきましても、詳細は省略させていただきますが、21校全ての学校において、児童生徒の9割以上が「充実した活動ができた」と回答したほか、教員からは、様々な負担軽減策を講じた結果、児童生徒の指導に専念できる体制が図られた、との回答が寄せられた一方で、初めて利用する施設であったことから、今後の利用に向けた改善点等、利用施設ごとの課題に関する意見がございました。

当日の子どもたちの様子やアンケート結果等の詳細につきましては、ファイルナンバー10-3、報告事項No. 10別冊資料のファイルに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

9 ページを御覧ください。

令和8年度実施分の事前準備でございますが、こちらにつきましては、前回の報告で、小学校は実施場所や日程等が確定し、順次バスを手配している一方で、中学校については、一部の学校において予約が取れず日程等が未確定の状況にある旨、御説明させていただきました。その後、施設所在地にある観光協会等の協力を得ながら、利用施設の更なる拡充を図り、学校向けの下見ツアーを実施した結果、令和8年度実施校が、当初希望の32校から41校まで増えることとなりました。

10ページを御覧ください。

民間活用による持続可能な実施手法の検討でございますが、3年間を目途に他施設で自然教室を全校実施できるよう、バスの早期確保や利用施設の拡充など、令和8年度の前準備に取り組んできましたが、事前準備の状況から、3年間で全校他施設での実施が可能であると判断いたしました。

次に、下段の表にありますとおり、三つの検討案について、中間報告時から、他施設の予約状況や物価上昇率など、最新の状況を加味した上で、改めてコスト比較をいたしましたところ、年間総コストが現地での再編整備が中間報告時の約7.7億円から約8.4億円、富士見町内への移転整備が約7.6億円から約8.3億円プラス土地取得経費等、他施設の活用が約6.8億円から約6.7億円となり、中間報告時と同様に他施設の活用が最も効率的となり、かつその差が更に広がることとなりました。

11ページを御覧ください。

自然教室以外の利用状況でございますが、八ヶ岳少年自然の家の利用の8割近くが自然教室での利用になりますが、その他の利用状況について細分化したところ、市内の利用団体は、青少年育成連盟加盟団体の3.5%など、計14.7%でございますが、ほかの利用団体としては、地域のスポーツクラブや企業などとなっております。

直接意見交換を行ったほか、アンケート調査を実施するなど、市内の利用団体から意見聴取を行ったところ、八ヶ岳少年自然の家を利用する場合、市内の利用団体は減免の適用や優先予約といった優遇措置があることから、今後の活動場所の確保についての意見が寄せられました。

12ページを御覧ください。

今後の方向性及びスケジュールでございますが、現地での再編整備及び富士見町内での移転整備につきましては、長期的な安全性やコスト比較、持続可能性の観点、さらには、学校の実情に合わせた柔軟な学びの形への変化等を総合的に考慮し、今後の自然教室は、他施設の活用により実施していくこととし、令和8年度から10年度の次期指定期間内で、全校他施設での実施に順次移行してまいります。

利用の8割が自然教室であることやその他の利用状況、地形的な課題などから、現行の形態のまま施設を維持することは困難であるため、八ヶ岳少年自然の家は、青少年教育施設としての用途を廃止することといたします。

跡地につきましては、施設設置条例の廃止予定である令和10年度を目途に、在り方を検討し、方向性を決定してまいります。

また、その他利用団体等に対しましては、自然体験活動が円滑に実施できるよう、市として支援策を検討してまいります。

なお、今後のスケジュールでございますが、議会への報告後にパブリックコメント手続を実施し、令和8年2月頃に方向性を策定してまいります。

また、ファイルナンバー10-2については方向性の本編、ファイルナンバー10-3については、他施設実施校の実施状況やアンケート結果等の資料になりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上です。

**【落合教育長】**

御説明ありがとうございました。

これまで八ヶ岳少年自然の家で自然教室を実施してまいりましたが、今、説明のあったように今後の方向性としたしましては、令和10年度までに全校が他施設を活用しての自然教室、そして八ヶ岳の自然の家は青少年教育施設としての用途を廃止していくというような、そんな方向性でいるという説明でしたが、御質問、御意見ございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

**【西井委員】**

ありがとうございました。

大変御苦労されたと思いますけども、特にそれぞれの学校との間のコミュニケーションも非常に密に取っていただいて、当初想定していたより、当初のリアクションよりは随分早く他施設利用というのが進められたんじゃないかなというふうに思っています、皆さんの努力に感謝をしたいなというふうに思います。

この間、小学校の校長会の小林先生からこの件については感謝の言葉がありまして、来週、教育委員会があるので、皆さんに伝えておきますと言ってきました。代わりにお伝えしたいと思います。各校喜んでいるところです。ありがとうございました。

以上です。

**【落合教育長】**

どうもありがとうございました。

坂口委員、お願いします。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。

今回、全体の方針というのがはっきり示されましたので賛同いたします。改めてよい機会だったなど、よい機会だったことに加えて、このように、代替案というのも非常に細かく各学校の実情に合わせて、調整くださっているということに感謝申し上げます。

そして、施設の利用そのものよりも、私は、やはりこの教育プログラムですよね、教育プログラムとして宿泊を伴うものを提供するというのを場所を変えたときに、どのように内容を確保されるのかという点を一番気にしておりました。

今回も6施設ごとの、充実した内容になっているということも伺いましたし、施設ごとのGoogleクラスルームを開設して、施設の情報、各校のスケジュールの共有を図るということも含めて、既に取り組をなさっているという点がすごくすばらしいなというふうに思いました。

一つだけ、もし今後のことを御質問させていただくとしたら、このような教育プログラムは立

ち上げのときはすごく各校一生懸命やりますし、旅行会社ですか、コーディネーターに立っていらっしゃる方も一生懸命やるんですけども、何回目かになると非常に形骸化してしまったりとか、こういった作業をしていけばいいんでしょうというようなプログラムが入ってきてしまったりとか、そういった懸念が見込まれるのかなというふうにも思うんですけども、この教育プログラムとしての全体のコーディネート、各校の情報を伝えたり、やめたほうがいいという助言したりする、その責任は、今後どこが持つことになるのかというのを教えていただいてもいいでしょうか。

**【落合教育長】**

指導課担当課長。

**【北村指導課担当課長】**

ちょっと責任といふとなかなか難しいところではあるんですけども、2泊3日の行程表を組むのは、やはり学校の先生方だと思いますが、それを支えるのは我々教育委員会であり、そのためのいろんな方策も、お金を取りにいったりとかそういうのは我々事務局のほうで一生懸命、今後もやらせていただきたいと思うんですけども、施設がそれなりにばらけていく中で、その施設ごとにこういうことを、先ほど挙げさせていただきましたGoogleクラスルームの共有は もちろんなんですけれども、先日、私、校長会で小学校の行事研究会議というのがありまして、この自然教室に限らず、修学旅行とか、校外学習なんかについても、まず研究会議の中で話し合った内容を、また各校に下ろしているというのは、学校側としても、小学校も中学校もそれぞれ、もちろんそれぞれ行ったんですけども、そういった場合にちょっと今年は私が自然教室の責任者ですとお時間いただきまして、御要望いただいたりとか、あと、今回、私はその10-3のファイルを1個1個説明したいところではあるんですけども、こういった内容も説明させていただいて、またそれをちょっと各校、皆さんに行事研究会の校長先生が、また責任持って各学校の先生方にお伝えいただいているような、そういったやり方もさせていただいて、ちょっとお答えにはなっていないかもしれないんですけど、責任という意味では、学校と教育委員会それぞれが持ちつつ、やっぱり子どもにとってどういうプログラムがいいのかというのは双方協力しながらやらせていただきたいなと思いますので、そこら辺はちょっと一生懸命、引き続きやらせていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと答えになっていないかもしれないんですけども。

**【坂口委員】**

ありがとうございました。

行事研究会という会議体があって、そこで情報共有が図られているということがよく分かりました。ありがとうございました。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

ほかの点はいかがですか。森川委員。

**【森川委員】**

ありがとうございました。

私が想像したよりはるかに順調に移行が進んでいるなというのが、私の感想です。

たまたま、今までと違うところに行った、知っている子がいまして、超楽しかったと何人か口々に教えてくれました。

皆様方の御努力と、あと、場所は変われど子どもたちにどのようなプログラムを、これはもう先生方のプロの仕事だなと私は思うんですが、その結晶だと思っております。ありがとうございました。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 10は終了いたします。

**報告事項No. 11 市立学校における読書活動の推進に向けた今後の方向性について**

**【落合教育長】**

次の報告事項No. 11です。「市立学校における読書活動の推進に向けた今後の方向性について」の説明を指導課長からお願いします。

**【新田指導課長】**

指導課でございます。よろしく申し上げます。

市立学校における読書活動の推進に向けた今後の方向性について御説明させていただきます。

ファイルナンバー11、報告事項No. 11を御覧ください。

2ページを御覧ください。

初めに、1、読者のまち・かわさき子ども読書活動推進計画（第4次）の背景及び経緯についてでございますが、平成13年12月に施行された子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、本市では、平成16年に、読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画を策定し、現行の第4次計画につきましては、令和4年度から令和7年度を計画期間とし、対象や位置付け等につきましては、記載のとおりでございます。

3ページを御覧ください。

2、第4次計画の構成と振り返りの考え方でございます。

第4次計画の構成は、家庭における子どもの読書活動の推進、地域における子どもの読書活動の推進、学校における子どもの読書活動の推進、かわさき読書の日を中心とした啓発活動の推進の大きく四つの構成からなるものでございます。

今後の取組を検討するに当たって、右下に記載のとおり、同計画に位置付けられた各取組を三つの区分に分類し、振り返りを行うこととしたところでございます。

4ページを御覧ください。

3、主な取組の実施状況でございます。

家庭における子どもの読書活動の推進でございますが、主な取組の実施状況については、一つ

目の「市立図書館で、乳幼児向けおすすめ本のリスト「えほんだいすき」等の各種ブックリストを作成し、各図書館内で配布」や、五つ目の「図書館で実施するおはなし会の中で、保護者に向けて絵本の選び方や読み方等についての情報を提供」など、家庭における子ども読書活動の推進に取り組んでまいりました。

今後の方向性でございますが、乳児期向けブックリストの配布やおはなし会開催などにより、本と出会うきっかけづくりや家庭における子どもの読書活動への支援につなげることができたと考えられることから、引き続き、大人と子どもと一緒に読者を楽しむ環境づくりを進め、家庭における読書活動を推進してまいります。

5 ページを御覧ください。

地域における子どもの読書活動の推進、市立図書館における子ども読書活動の推進でございますが、主な取組の実施状況については、一つ目の「市立図書館をよく知ってもらうため、図書館見学や1日図書館員などの取組を実施」したことや二つ目の「関係機関やボランティアと連携し、読書普及イベント等」を開催、また、七つ目の「かわさき電子図書館の本格実施」など、市立図書館における子ども読書活動の推進に取り組んでまいりました。

今後の方向性でございますが、市立図書館における読書普及イベントの開催や、かわさき電子図書館の活用など、子どもたちが読書に親しむ環境づくりや、利用しやすい図書館づくりを行い、読書活動の支援をすることができたと考えられることから、引き続き、市立図書館のよりよい環境づくりを進め、誰もが利用しやすい図書館づくりを推進してまいります。

6 ページを御覧ください。

地域における子どもの読書活動の推進、子どもの成長を支える施設やボランティアなどによる子どもの読書活動の推進でございますが、主な取組の実施状況については、一つ目の「公立保育所において、絵本の貸出しや「絵本だより」の発行を通じ、保護者に絵本の魅力や読み聞かせの大切さを伝え、家庭での読書活動」に取り組んだことや、三つ目の「地域子育て支援センター等において、子どもの年齢に配慮しながら、読み聞かせや絵本の貸出し等を通じて、親子が様々な本に触れる機会や、親子で読書活動のきっかけづくり」など、各施設やボランティアなどによる子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

今後の方向性でございますが、地域子育て支援センター、市民館、公立保育所等を活用した読み聞かせを行うなど、保護者や子どもの読書活動の支援の取組とともに、ボランティアのスキルアップ講座を開催など効果的な連携のための取組を進めることができたと考えられることから、引き続き、施設を活用した読書活動の推進や、民間団体等の活動促進のための支援を推進してまいります。

7 ページを御覧ください。

学校における子どもの読書活動の推進でございますが、一つ目の「学校図書館の開館時間や貸出方法等の図書館運営に関わる「学校図書館の運営計画」の作成」や、六つ目の「学校司書による「図書館だより」や児童生徒による「図書委員会だより」の発行、おすすめ本の紹介や学校図書館イベントの案内など児童生徒の読書活動の普及啓発」など、学校における子ども読書活動の推進に取り組んでまいりました。

8 ページを御覧ください。

一つ目で、小学校においては、「令和6年度に全校へ専任の学校司書の配置を完了」しており、二つ目に記載のとおり、学校司書の配置校においては、学校図書館を利用する回数や調べる機会

が増えたことや、教員から選書の相談が増えたこと、書庫整理など図書館の環境の向上が見られたことなどから、学校図書館の環境整備の充実、教職員と連携した授業支援の拡充等の取組が推進されたところがございます。

一方、中学校の学校図書館では、小学校に比して、環境整備や開放時間、教育活動の活用に課題があったと考えております。

今後の方向性については、学校図書館においては、計画的な学校図書館の活用や、図書館での本の紹介等、子どもの読書活動を支援するための広報・普及啓発に取り組むことができたと考えられる一方、小学校においては全校へ専任の学校司書を拡充したことによる効果があったものの、中学校においては課題があったことから、学校図書館の充実に向けた更なる取組が必要と考えております。

9ページを御覧ください。

かわさき読書の日を中心とした啓発活動の推進でございますが、主な取組の実施状況については、一つ目の「子ども読書の日」関連ポスターの関係機関等への配布や「読者のまち・かわさき」通信の発行等を通じた家庭における読書活動「家読」の普及啓発」や、二つ目の「川崎フロンターレとの連携・協働により、選手による読み聞かせや人形劇などのイベントの開催、推薦図書リーフレットなどの啓発物の作成・配布を行い、子どもの読書活動の普及啓発の取組を推進」するなど、かわさき読書の日を中心とした啓発活動の推進に取り組んでまいりました。

今後の方向性でございますが、子ども読書の日に合わせた関連ポスターの配布や、かわさき読書の日に合わせた読書活動優秀団体表彰、川崎フロンターレとの連携・協働によるイベント開催などの普及啓発の取組を推進することができたと考えられることから、引き続き、子ども読書の日とかわさき読書の日と合わせた取組や、企業等と連携した子どもの読書活動の啓発活動を推進してまいります。

10ページを御覧ください。

4、第4次計画の振り返りのまとめでございますが、第4次計画に位置付けられた家庭や地域における読書活動の推進に関する普及啓発活動や仕掛けづくりの取組については、おおむね達成できており、今後も取組を継続していくことで、子どもの読書活動の充実を図ってまいります。

一方で、学校における子どもの読書活動の推進においては、令和6年度までに小学校全校に専任で学校司書の配置を完了し、学校図書館の環境整備等が進み、教育活動や児童の読書活動が充実したが、中学校においては、学校司書を配置する前の小学校の学校図書館と同様な課題があり、中学校の特徴を考慮した学校図書館の充実が必要であると考えております。

11ページを御覧ください。

5、今後の方向性でございますが、今回の振り返り結果を踏まえ、読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画については個別計画としての更新は行わず、今後、計画的に取り組む必要のある学校図書館の充実に向けた取組は、次期教育プランに位置付けた上で、中学校等への学校司書配置の具体的な内容等について、今年度中に基本的な考え方を取りまとめるとともに、家庭や地域、学校における子どもの読書活動全般については、「読者のまち・かわさき」事業推進会議を通じて関係者間で取組状況等の共有や意見交換等を行い、調整や連携を図りながら読書活動の推進や充実を図ってまいります。

また、次期教育プラン（素案）におきましては、「豊かな心を育む体験活動推進事業」における取組内容として学校図書館の充実に向けた取組、また、主なアウトプットには中学校等への学校

司書配置に向けた取組の実施を位置付けてまいります。

12ページを御覧ください。

市立学校における読書活動の推進に向けた基本的な考え方につきましては、主に、市立学校における読書活動の現状と課題、小学校の学校司書の全校配置の効果を踏まえた中学校等における学校司書の配置の考え方、市立学校における読書活動の推進に向けた取組を整理し、今年度中に作成してまいります。

説明につきましては、以上でございます。

**【落合教育長】**

ありがとうございました。

読書活動の推進計画に基づいて第4次の推進計画の振り返り、それによると学校における子どもの読書活動の推進が更なる取組の必要性があるという部分と、今後、個別計画としての更新を行わず、課題となっている学校現場での読書活動の推進について、教育プランにも合わせて進めていくというような御説明でしたけれども、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

坂口委員、お願いします。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。

このような計画推進案がまとまってこの報告を知ることができて大変よい機会でした。ありがとうございます。

11ページに、今回の振り返りの結果を踏まえて、この推進計画に関して個別計画としての更新を行わないということも示されているんですけども、2001年から設定された子どもの読書活動の推進に関する法律から、読書というか、メディア環境というのは非常に大きく変わっていると思うんですけども、それを検討なさったのかどうかというのをちょっと伺いたいです。

どう変わったかを私自身がどう認識しているかというのと、一つは、家庭などで本を個人的に購入して蔵書を持つといったことに対する意識というのがどんどん変わっている。私たちはやっぱり動画だったりTikTokのようなものが出てきたりして、非常に短い動画でいろんなコンテンツを楽しむことが当たり前の暮らしになっている中で、物理的な本を手元に置いて物語を楽しむというような、いわゆる読書といった体験の在り方というのが非常に学校だったり、図書館だったり特別な場所で行われるものというふうにだんだん、ますますそうになっていると思うんですけども、そのような子どもや大人を取り巻くメディア環境の変化というのは、今回のこの計画の更新を考えるに当たって、どんなふうを検討なさったかというのをちょっと質問させていただきます。

**【落合教育長】**

関連してございますか。

指導課長。

**【新田指導課長】**

御質問ありがとうございます。

今、確かに委員のおっしゃるとおり、メディアというものが急速に変わっておりまして、本についても、今、電車のところで携帯で本を読むとか、そういったものを見られるところがございます。

実際に学校のほうでは、活字離れというところは特に中学校のほうではG I G A端末も今、配備されたところで調べ学習をするにしても、G I G A端末でちょっと調べると、検索してすぐ出てくるところがございますが、やはりその中でも中学校にいる図書委員の生徒などは、活字というところでは、もう実際に読むというところが違うんだよと、そういったところも示していただいているところもございまして、調べ学習するにも図鑑を調べるとか、そういったところではまた違う発見なんかがあるものと考えております。

実際、小学校のほうに配置した学校司書のほう、配置した結果のところについては、資料に載せさせていただいていますが、貸出数が増えているとか、その背景にはいろいろな図書館での環境整備、今まで読みたい本とかも学校のほうでいろいろ選書をしてもらっていましたが、そこを学校司書が入ることによって、授業と連携した本なんかも購入して、新刊として紹介するとか、その飾りつけとか、宣伝とか、そういったものを学校の児童生徒の図書委員と一緒にやられているところがございます。

そこで、ある程度メディア離れというか、本の活字離れがしているところを読み聞かせとかも、またそこで行うことで、かなり学校での貸出数が増えているという実態がございます。

その点について、中学校のほうでは、専任という形の学校司書が今いないという状況もございしますので、そこで今後、配置をどうするかというところで、もう少し環境整備が進むようなやり方、小学校の実績が出ているやり方について中学校の特色に合わせたやり方ができればいいなど、その中でメディアとの共存をどうしていくか、今、電子図書館という形でも見られるようにはなっておりますので、そういったものを含めて、今後の年末まで取りまとめる計画の中で、少し方向性を考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

#### 【落合教育長】

坂口委員。

#### 【坂口委員】

ありがとうございます。

今の発言とちょっとやや矛盾することを今度は申し上げるんですけども、一方で、この読書活動の推進というのが、ここにも少し書かれていますけれども、居場所としての図書館、居場所としての図書室という部分も重視されてもいいのかなというふうに思います。

今回の報告からは、あまりその点については、ちょっと触れられていませんでした。恐らく基本的な考え方から少し外れる部分だからというふうにも理解するんですけども、やはり学校図書館や公共図書館、今、整備もある環境も良くなっていますので、そこに安心して来られるという意味では、ゲームをしてもいいし、おしゃべりをしに来てもいいし、本を借りなくてもいいし、けれども司書の方がいらっやって、安心する場所であるという、そのような環境整備も進める必要があるというふうに思うんですが、この辺りについても検討なさったかどうか、その辺りを教えていただけると助かります。お願いいたします。

【落合教育長】

指導課長。

【新田指導課長】

今、御指摘の点についても、まさにそこは検討しているというか、まだ結論が出ているわけではないんですけども、小学校のほうでは学校司書がいることで常に人がいる状況がある。その中で、児童なんかは授業中であってもしっかりと調べてみるということもできるような状況になっております。

中学校のほうについては、総括学校司書が巡回として回っていただいているところではございますが、なかなか常にいるという状況ではございませんので、そこに人がいるということによって、必ずしも本を見に行くということでもなく、今、委員のおっしゃったような、何となくその落ち着ける場所というところでも、活用が今後できるのかなというところでは、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいですか。

【坂口委員】

ありがとうございました。

【落合教育長】

西井委員。

【西井委員】

法律ができてから時間もたっていることで、特にキャッチフレーズとして「読書のまち・かわさき」ということを掲げている中で、皆さん大変御苦勞されているんじゃないかなというふうに思うんですね。

つまり、メニューの中に達成、取組継続という達成という中身が、これを読んでもさっぱり分からないんですよ。どうコメントしていいのかというのが、正直な意見でありまして、恐らくこれ皆さんもそう感じながら作っているんじゃないかなというふうに思うところがあって、先ほど坂口委員の御指摘のところが、読書という行為そのものではない図書館の役割とか、それから司書さん、プロフェッショナルとの会話によって関心が芽生えてくるとか、そういう量的なものでは計り知れない、ちょっといいところということを引き出そうという、そういう御意見だというものですよね。

ちょっとそういう面で、次期教育プランの中にどういうふうに位置付けるかというところ、ここを変えないで、どう検討するかというところについては、皆さんなりにもう一度深掘りをしていただいた上で、読書という行為そのものにこだわるんじゃなくて、図書館とか、それを市民会館の中にある図書館と学校図書館の役割の違いみたいな、それを含めてどういうふうに子どもた

ちに使ってもらえるように考えるかとか、そういう課題とか今の現状について、もう少し平たい言葉で、何かメニューをまとめて達成、次に続けるとかそういうことだけじゃなくてですね、そこから見つけられたいいことと課題みたいなことを整理した上で、さらにこのいいところの伸ばし方についてはこういうふうにしていきたいというようなことを、少しでもこの中に織り込んだらどうですかね。

本の貸出件数が増えましたというのは、確かに司書を置けば増えるだろうなというふうに思いますけど、それだけのことをここで評価して、次の施策に継続するというふうに、ちょっとかなり論理的な飛躍があるかなと、正直ちょっと思いました。苦しいところかと思えます。

以上です。

#### 【落合教育長】

読書活動推進を2001年ですかね、その頃と比べたら、子どもを取り巻く環境を考えたら、もう子どもがスマホを持っていて、LINEとかして、もう短文の世界なんですね、子ども世界では。

そこで、もう誤解を招くような短文で発信したり、受け取ったり、それが結局、長文を読むことを苦にする子どもができてきている、だからこそ、学校現場は今年からもう少し整理して、やっぱり活字に触れる、読書に親しむ環境を整えていかなきゃいけない。

それは小学校だけでなく中学校も同じで、やはり読書をすることによって言葉を学べる、感性を磨ける、表現力が養われる、そういうところをしっかりと環境を整えてあげる。図書室に行って本を読んでみたくなるな、読んでみたいなと思えるようにしてあげる。何かそんな学校での図書館整備、図書の実、読書環境を整えるというところが、学校としてはちゃんとやっていかなきゃいけないところなのかなというふうには思っております。

森川委員。

#### 【森川委員】

ありがとうございます。

私も読書量なのか何か、先ほど坂口委員のおっしゃった居場所になるのかなと思うんですけど、確かに小学校に司書の方が入ってくださって、図書室に常に人がいる環境になりました。

小学校の子どもたちは結構本が好きで、隙間時間も先生方は本を持ってきていいよみたいな、時間になると本を取りに行行って読んでいるというのもあるんですけど、もう一つ、教室にいられない子どもたち、不登校ルームにも行かない、だけど教室にはいられない子どもたちが、いなくなりましたと来たときに、まず探すのが保健室周り図書室周りなんですよ。

どちらかには割といる可能性が高く、司書さんがいらっしゃるのでちょっとのぞくと、あっちの角にいますよと合図してくれるので、何となく偶然を装って声をかけるとか、そういったこともしているので、ある意味、学校のきちんとした時間の中になじめない子どもたちの、本に囲まれている落ち着いた居場所、司書さんが入っていらっしゃるので、はやりの本もたくさん入っている、難しい本だけではなく、1年生からなじめるはやりの本も入っている、その本を抱えて次のほうにしゃがんでいたりとかもするので、私は司書さんが全校に入ってくださってよかったなと思っている一人です。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

芳川委員。

**【芳川教育長職務代理者】**

報告ありがとうございました。

実は、大分前ですけれども、学校司書がとても大切な存在というふうに思っておりまして、いわゆる斜めの関係がつかれる一人のスタッフというふうに考えるんですよ。でも、今までいわゆる図書館の使い方、司書の使い方について文部科学省は出しているんですが、ずっと曖昧なまままで、明文化していないんですね。

だから、私が知っている、例えば高校の司書をされている方とか、若しくは中学の司書をされている方がどう学校の中に入ったらいいか、そして、実際に図書館を開いたりしていると、先ほど森川委員が言ったように、教室に入れないう子だったりとか、遅刻してきている子だったりとか、あと、特別支援教室の子がちょっとはみ出しちゃうとそっちに行ったりとかと、どう関わったらいいか、実はお手伝いしたいという声がすごくいっぱいあるんですね。

そういう意味では、図書館は皆さんが言っているように居場所になり得るという感じですが、確かにタブレットを使ったりとかしているんですが、話を聞くと使い方が分からないということが結構あったりとかしていて、あと、実際に情報リテラシーとしての使い方をしていないとか、そこは実は図書館だったら、司書が関わりながら取り組むことができるという感じなんですよ。

だから、冊数ということだけではなくて、実は大事な教職員の一員であるというふうに考えて、できるだけ専任化をしてもらいながら、その部分の展開を、校内支援教室というふうな絡みも一緒に絡んで考えていけたらいいなというふうに思いました。

以上です。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

西井委員。

**【西井委員】**

時間が無いのに申し訳ないんですけど、読書のまち・かわさきということを具現化しようとするんですね、すばらしい市民図書館を1個造ったらいいんじゃないかと思うんですよ。

学校図書館と違う意味合いですけども、坂口委員は今、デンマークにいらっしゃるんですけど、ここはヘルシンキ中央図書館というのが非常に有名な図書館があって、市民の本当に乳幼児を連れた御夫婦方、それから高齢者まで、いわゆる観光客もいて、世界中の本がそろっていて、WEBサイト、端末を使いながら調べたりすることをプロフェッショナルの司書が全部対応できるようになって行って、極端に言うと、小さい子どもたちは滑り台が中であって、そこを滑って本のところにたどり着けるとかですね、全部子どもたちが手に取れるような高さに棚に全部そろっているとか、もうとにかくそういうのを1回見てみたらどうですか。

つまり、図書館というのはどういう力を持っているかというところをイメージしてテーマを捉えないと、多分この話は前に進められないと思うんです。

1個あると川崎市は広いですけど、いろんなところの人がそこを利用するために集まってくるというぐらい力を持っているんです。本の力とか、図書館の力とか、それを熟知した司書の方の力というのは、それぐらいあるという、そういうふうにしたほうがいいというふうに思います。

すみません、ちょっと変な話をしました。

#### 【山口生涯学習推進課長】

生涯学習推進課です。

先ほどの西井委員のお話も踏まえてお話させていただくと、読書のまち・かわさきとは何ぞやというところがあって、確かに行政計画の努力義務という中ですね、当時からつくってきいて、ただ、課題感みたいなもの、課題の設定とかは、あまり変わってきていないというのが現状なんですよね。

それは、またこの計画の中に数値目標を設定しているというものでもない。単純にいわゆる事業を並べたものになっていて、また、更新する必要があるって更新していたというような状況がありますけれども、今、西井委員がおっしゃったように、例えば市民館・図書館であれば、別に市民館・図書館の在り方ですね、もっと先ほど言ったコミュニティスペースが足り得るんじゃないかとか、そういったことを幅広く包含した計画などは別につくっていただき、先ほどの学校司書の話、それはそれで一つの大きな課題となって、この1個にくくりながらやるのが、ちょっとなかなか難しい状況なのかなというところはございます。

その辺り、西井委員がおっしゃったようなヘルシンキの図書館は我々も存じております。ああいったものがちょっと川崎市にできるかというのはさておきなんですけれども、ただですね、やっぱり委員の皆さんがおっしゃったように、今、図書館については、大きな整備を進めています。そういった中で、もっと楽しく、ただ、本を読む人だけじゃなくて、何か食べたり飲んだりできたり、おしゃべりもできたりとかですね、そういういろいろ読書機能の教育機関というだけじゃないポテンシャルを持った施設だと我々も考えておりますので、その整備に当たりましては、そういったことを強く意識しながら今、進めておりますので、1個というのがちょっとできるかどうかはさておきですね、そういうようなことで、もっともっと図書館というものが有効に機能するように進めていきたいと考えております。

以上です。

#### 【落合教育長】

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 11は終了といたします。

### 報告事項No. 12 川崎市立学校における水泳授業の実施に関する方針（案）について

#### 【落合教育長】

では、次の報告事項No. 12「川崎市立学校における水泳授業の実施に関する方針（案）について」の説明を健康教育課長、お願いします。

【小竹健康教育課長】

よろしくお願ひいたします。

「川崎市立学校における水泳授業の実施に関する方針（案）について」御説明をいたします。  
本件は、令和3年8月に策定いたしました学校プールに関する現行の方針の改定案を御説明するものです。

ファイルナンバー12、報告事項No. 12の2ページを御覧ください。目次としまして、六つの章と参考資料で構成をしたものでございます。

3ページを御覧ください。1、改定の背景と目的として、近年の水泳授業を取り巻く環境の変化への対応などを踏まえた方針とするものでございます。

4ページを御覧ください。2、現状の（1）水泳授業として、学習指導要領に基づき、プールでの実技指導を中心に授業を実施しております。

5ページを御覧ください。（2）本市の学校プールの状況について、①学校プールの老朽化の状況では、設置されている学校の約70%の114校が築後30年を経過しており、②の学校プールの設置場所等では、校庭に平置きされたプールのうち、24校がろ過機未設置校でございます。

6ページを御覧ください。③学校プールの日常管理では、水位調整など日常的な作業は教職員が行っており、④学校プールの施設整備では、標準的な仕様で対応し、（3）維持管理費等については、ろ過機未設置校の場合、1校当たり年間392万円の支出がございます。

7ページを御覧ください。3、課題の（1）学校プールにおける指導上の課題については、①着実な授業時数の確保として、天候による中止により、計画的な授業実施が難しい状況でございます。

8ページを御覧ください。②水泳授業における指導及び監視体制の確保として、人員不足により指導体制の確保が困難な状況もございます。

また、③見学者の学習環境の確保として、暑さ対策が必要な状況もございます。

④安全確保につながる運動の重要性として、学習指導要領では、着衣泳を積極的に取り扱うものと示され、全小学校での実施に向けた支援策を講じる必要がございます。

9ページを御覧ください。（2）学校プールの管理上の課題として、日常の清掃や水質管理等の作業が負担である状況でございます。

10ページを御覧ください。（3）現行方針の取組から見えてきたこととして、天候に左右されずに授業が実施可能である成果がある一方で、移動時間の見直しなどを検討する必要があることなどが課題でございます。

11ページを御覧ください。4、課題解決に向けた方向性の整理については、（1）学校水泳授業在り方検討委員会の設置として、「授業内容をどのように充実させるか」など三つの視点から、今後の水泳授業の在り方について協議し、（2）課題解決に向けた三つの方向性として、「水泳授業の在り方」「民間活力活用の考え方の見直し」「利用しなくなった学校プールの扱い」と整理いたしました。

12ページを御覧ください。5、水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方については、（1）水泳授業の在り方として、①小学校段階を基本とした実技指導の実施では、今後も学習指導要領に基づき、実技指導を基本とした授業を実施するものとし、学校周辺に活用可能な屋内プール施設がある場合は、当該施設で授業を実施し、施設がない場合は、既存の学校プールを継

続して使用し、外部の指導人材の派遣や施設の熱中症対策のための施設整備を行うことといたします。

13ページを御覧ください。②標準授業時数及び安全教育の計画の考え方として、小学校低・中学年は8時間、高学年は、いずれかの学年で、着衣泳を基本とした学習を2時間加えた、10時間を標準としますが、必要最小限の時数であり、学校や民間プールの実情に応じて8時間を超える計画も可とします。

14ページを御覧ください。③監視員やインストラクターの配置と役割については、外部人材による配置を進め、それぞれの役割分担を明確に示したものでございます。

15ページを御覧ください。④その他として、児童の泳力を把握する方法の見直しなどを示しております。

16ページを御覧ください。(2)民間活力活用の考え方の見直しについては、①民間プール等の活用の考え方として、市民プールの活用などを、小学校を優先して進め、民間プールの活用拡大に向け、徒歩またはバスでおおよそ15分圏内にあるプールの使用を検討することなどを示しております。

17ページを御覧ください。②民間プール等の活用によるコスト比較については、活用の拡大により、維持管理や施設整備費などのコスト減を図ることが見込まれます。

18ページを御覧ください。③民間プール等での実施可能な枠の拡大については、今後、午後の時間帯や、営業日に共用するなど、事業者や学校と調整を進めてまいります。

19ページを御覧ください。④学校プールを継続して使用する学校への対応については、教職員のプール管理業務の負担を軽減するため、学習環境の改善を図ってまいります。

20ページを御覧ください。(3)利用しなくなった学校プールの扱いについては、消防水利の代替となる防火水槽の整備も含め、関係部局との協議・検討を進めてまいります。

21ページを御覧ください。6、今後の取組については、(1)民間プール等の活用方法の方向性として、令和11年度までに、民間プール等を活用する小学校を80校程度、学校プールを継続使用する小学校35校程度とすることを目指し、引き続き事業者と協議を進めるとともに、中学校については、小学校の環境整備の状況等を踏まえ、今後授業の在り方を検討してまいります。

22ページを御覧ください。(2)教員の指導力向上に向けた検討や、(4)移動手段の確保なども進めてまいります。

参考資料として、現行の方針と、水泳授業に関する実態調査の主な結果を掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

最後に、今後の主なスケジュールでございますが、11月の市議会文教委員会で報告をし、学校関係者等から意見聴取を行い、来年2月の教育委員会議での方針改定に向け、取組を進めてまいります。

説明については、以上でございます。

#### 【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

水泳授業の実施に関する方針(案)ということで、現在の水泳学習、水泳指導についての課題に向けた方向性、水泳授業、プールの在り方に係る基本的な考え方等について、まとめた内容を説明していただきましたが、御質問、御意見ございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

**【西井委員】**

事務局の皆さんに、それから、学校の先生方とのコミュニケーションをしっかりとっていただいて、すばらしいプランができていくなというふうに思います。本当にありがとうございます。

その上で、これが発表されて共有されていくときでもすごく楽しみだなというふうに思いますけれども、今回はまず小学校にフォーカスをして、考え方をはつきり整理させていくということですけども、現時点で、中学校の先生方の特に校長会とかですね、そういったところの受け止め方というのは、どんなふうに我々は教育委員として理解しておけばよろしいでしょうか。ちょっと教えていただけますでしょうか。すみません。

**【落合教育長】**

健康教育課長。

**【小竹健康教育課長】**

ありがとうございます。

先ほど学校の水泳授業の在り方については、水泳授業の在り方検討委員会という会議体をつくらせていただきました。委員長に教育長、そこには中学校にも入っていただいて、2回ほど会議体を開かせていただいて、ディスカッションの考え方を作り上げるディスカッションでありました。

中学校現場からしても、小学校段階の水泳授業が今後民間を中心に動いていくという動きは、中学校現場の中でもすごく理解が高まっていく一方で、やっぱり自分たちの水泳授業はどうなっていくのかなという率直な疑問の声が上がりつつあるところがございます。

ただ、どうしても校種の違いもありますし、中学校になりますと中学校3年生はその子の選択授業であったり、教科単位で全体が共有できるという、ちょっと方針の違いもあるところがあります。ただ、小学校の環境をしっかりとつくった上で、6年間で必要な能力が身につけられたという環境ができた後に、中学校をどうしていくかというところは、やっぱり小学校の動きを見ながら、現場と授業そのものを受けて議論していく必要があるなという認識をしてございます。

以上でございます。

**【西井委員】**

ありがとうございます。

正しいステップを踏まれているかなというふうに思いますが、議論のときに、たしか坂口委員から、中学校についてはプールの授業そのものが今後どうなっていくかということについては、微妙な段階にあるんじゃないかというような御指摘もあり、そういうことを私も勉強させていただいて、今の方針に賛同したいなというふうに思っております。ありがとうございます。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

森川委員。

**【森川委員】**

ありがとうございます。

先日、新小倉の視察に行かせていただきました。ありがとうございました。

私、この夏、プールに、小学校で2時間を10回入ったんですね。それは外のプールで指導は教員、見守りは人手不足なので保護者のお母様が10人ずつくらいいらっしゃって、という状況でした。

市民プール等に移動してというのを最終的に授業時間の中に移動になるので、実際、入れる時間は短いんじゃないのかな、指導はどうなるのかなと、ちょっとそこだけ疑問があったんですけども、行って見て、さすがプロの指導なので、時間は全然有意義で、また学校のプールだと、炎天下、外でやるというのもあるので、本当に細かく子どもを水から上げて、水の中に何も事故がないであろうかということと、水から上げて水分を取らすということと、手足が冷え切っていないかとかのチェックを、かなり細かく教員はしなきゃいけないんですけども、設備が整った場所で、空調も整っているんで、集中して子どもたちがそれぞれの進度に応じて教えていただくので、本当に時間も有効で、また、学校に戻った後の教員の疲労度が絶対に違うと思うんですよ。

疲れてプールで何時間も入った後、水着のまま給食指導に入ったり、その後、5時間目、6時間目に算数だの国語だの授業をしたりとかすると、教員はやっぱりさすがに何というのか、集中力も欠いてしまうので、事故やら子どもたちの体調の変化とか見逃しかねないなど、それがすごい怖いと思ったんですけども、プロの方が入っていただいて、教員はその補佐というか、子どもの見取りに関しても、安全だけを考えていなくて、ちょっと一歩引いて、あの子はここまで泳げたな、あの子はここまで泳げたと、個別の細かな見取りもできる余裕が教員たちにもできるなどと思って、本当に働き方改革と子どもの能力の向上と、とてもすばらしい案だと思いました。本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

芳川委員。

**【芳川教育長職務代理者】**

ありがとうございます。

具体的に、今はもう天候のことで、学習計画どおりに授業ができないというのは、年々はっきりしてきていて、そういうふうを考えていくと、1時間目は入れるけど、2時間以降は水がぬるくなっちゃったりとかということがありますので、そこは対応しなければならないかなということと、あともう一つ、体育の授業自体で考えていくと、多分、少し目的も違ってきているかなと。

例えば、文部科学省が言っている水泳のほう、つまり命を守るということと、昔はどちらかというと体力をつけるというふうな感じで、だから中学、高校になってくると50メートル泳がなきゃ駄目だみたいな、そんな感じで、ある種、体育の授業自体も変わってきているかなという感じがしますので、ぜひ推進していただきたいんですが、ただ気になったところは、施設が近くにあればいいんだけど、そうじゃないところ、先ほども見たりすると、どうしても自校の中で

やらざるを得ないというところもまだ少しあるのかなど、そこ辺りの対応をこれから何か変わっていく可能性とか、転換していくとか、分かりますか。

**【落合教育長】**

健康教育課長。

**【小竹健康教育課長】**

ありがとうございます。

学校での授業も我々、今年、水泳やっている学校はできるだけ見に行くようにしている方で、今、委員がおっしゃっていただいたところに、1時間目と2時間目の間でちょっと水が温かくなってしまう、そこにまた水を入れて水温を冷やしていくと、それも先生方が直にやっている御苦労があり、本当に維持管理のきめ細やかさと、子どもたちの安全を守れる授業に対するすごく気を配り度があって緊張感があると、確かに疲労感にも結び付くものと思っております。

19ページに委員が御心配の部分、おおよそ15分圏内でどうしても活用できるプールがないところについては、学校プールの継続使用をしますというところの対応はお示しをしております。

今までどおりのままにしまうと、どうしても暑い時期なり、そして日よけもない中でのいうところになると、やっぱり授業を行う上での安全性の課題があると思いますので、それで先生方の負担も変わらないとなると、三つのポイントを挙げております。

一つは、指導環境は特に人員体制の課題がありますので、民間プールに行くインストラクターがいらっしゃる。学校のプールって先生方が授業と、そこは学習環境に差が出ないように、外部の指導者を入れる形で、指導環境と人員体制を整えることをやっていくということ。

維持管理も少しでもいろんな形で負担軽減できるような取組も今回お示しして、少しでも日よけにつながるような対策も、他自治体ですとプールの上にロールテントで日よけ対策することで、体感2、3度下げているような取組も、東京都の取組に実際に出ていますので、そういう他都市の事例も参考にしながら、環境改善に向けては、今後、引き続き検討したいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

**【落合教育長】**

芳川委員。

**【芳川教育長職務代理者】**

ありがとうございます。

そこで、例えば地区プールを使うところとか、外部施設を使うところとか、自校とか、そこ辺りにできるだけ格差がないような環境整備をぜひしていただければと思います。

以上です。

**【落合教育長】**

坂口委員、どうぞ。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。

授業という観点からすると、優先度は下がるのかもしれませんが、自動止水装置の設置ですね、このプールの水の注水に関する事故というのが川崎市の場合は何度も問題になっていることもこの委員会を通して知りました。

こちらに関しては、資料の19ページに、既存のプールに関して自動止水装置、中学校等ですかね、設置等の検討を進めますとあるんですけども、こちらはどれぐらいの優先度といたしますか、やっぱり授業を実現することのほうが先で、こちらは少し後になるのかなど、少しこの自動止水装置について教えていただければと思います。お願いいたします。

**【落合教育長】**

健康教育課長。

**【小竹健康教育課長】**

坂口委員、ありがとうございます。

先ほどのとおり既存の学校プールを使うとなりますと、どうしても、今、給水止水装置は教員の直営でやっているケースが大部分ありますので、やはり何か装置を触らないことで、装置の管理上の負担軽減を進めるということで、今回、単語を明文化させていただいたというのは、こうした取組をすることで、先生の管理業務を学校でプールを引き続きやる場所でも、しっかりやっていけるように思います。

あと、学校を継続して使う学校の中には、比較的プールの築年数が新しい学校もあります。新小倉小はプールをつくりませんでした。その直近ですと、平成31年に小杉小学校、プールがあって、まだ築年も新しいので、そういったところは新しいプールに装置がもともと標準でついているところもありますので、そういった学校のプールの状況も実情は異なりますので、それをちょっとバランスを考慮しながら進めていくということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**【落合教育長】**

よろしいですか。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。

**【落合教育長】**

森川委員。

**【森川委員】**

ありがとうございます。

私が行っている学校は、残念ながら今のプールを使うということになっているんですね。なので、このままだと来年度も青空の下になってしまうんですが、現場の声として、プールを覆うテ

ントがあればいいのにとというのは、まさに先ほどおっしゃっていただきましたけど、本当に切実に、せめて屋根があつたらいいのに、耐えられるのにという声を聞いていますので、実現したらすごくうれしいです。よろしくお願いします。

**【落合教育長】**

その他の点はいかがでしょう。よろしいでしょうか。  
着実に進むという方向でね。よろしくお願いします。  
それでは、報告事項No. 12は終了といたします。

**報告事項No. 13 部活動の在り方に関する今後の方向性について**

**【落合教育長】**

次に、報告事項No. 13「部活動の在り方に関する今後の方向性について」の説明を健康教育課担当課長からお願いいたします。

**【末木健康教育課担当課長】**

それでは、報告事項No. 13「部活動の在り方に関する今後の方向性について」、御説明申し上げますので、ファイルナンバー13、報告事項No. 13をお開きいただき、2ページを御覧いただければと存じます。

初めに、国の動きでございますが、直近の動きといたしましては、3に記載のとおり、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」骨子（案）が示され、その主な内容といたしましては、(3)に記載のとおり、休日は、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において、地域展開の実現を目指すとされているところでございます。

3ページを御覧ください。

次に、政令指定都市の動きとして、主な先行事例についてでございますが、神戸市は、地域クラブ活動への完全移行を、熊本市は、部活動は継続し、令和9年度から新たな体制へ移行するとされており、その他の政令指定都市の動きといたしましては、本市を除き、8都市で部活動の地域展開、地域連携について検討されているところでございます。

4ページを御覧ください。

これまでの経緯でございますが、今後の部活動の在り方を検討するに当たりまして、これまで三つのステップに沿って取組を進めてきたところでございます。

5ページを御覧ください。

今後の部活動の在り方につきましては、より生徒が主体となる部活動と地域と連携した部活動の二つの柱で取組を進めてまいりたいと考えております。

真ん中のボックスを御覧いただきまして、今後の部活動の在り方の①より生徒が主体となる部活動でございますが、多様化している生徒一人ひとりの考えを尊重し、それぞれの思いを共有しながら、生徒自身が考えて活動する生徒主体の部活動としていくものでございます。

次に、②地域と連携した部活動でございますが、多様な地域主体と連携を図りながら、取組を進めていくものでございまして、平日は教員の指導のもと部活動を、休日は、地域指導者の指導

により部活動を行うなど、学校の部活動を継続し、持続可能な活動へと進化するため、今後の部活動の在り方を反映し、「かわさき部活動ガイドライン」として策定してまいります。

6 ページを御覧ください。

地域と連携した部活動の仕組みについての将来イメージでございます。

この仕組みは、平日は教員が、休日は地域人材が部活動の指導を行うこと、一部の学校では合同部活動を実施すること、部活動にはない種目が体験できる機会を確保することをイメージ図としてお示ししているところでございます。

イメージ図では、図の上段では、合同部活動について一例を示させていただきましたが、テニス部は、B中学校には設置されていませんが、B中学校でテニス部への入部を希望する生徒は、A中学校と一緒に活動を行うことができるようにすること、また、バスケットボール部のように、部員数が多い種目はそれぞれの学校に設置されますが、サッカー部の欄に記載のとおり、楽しむ活動をメインとするなど、活動目的を明確にし、生徒は自分の目的に応じて参加をする部活動を選択できるようにすることも可能であるとも考えておりますので、生徒の多様な活動の機会の確保に向けた検討を今後、進めてまいります。

また、図の下段に記載のとおり、仮称ではございますが、部活動指導者を登録する部活動地域人材バンクを設置し、地域人材を各学校に円滑に派遣する仕組みにつきましても、先行事例を参考としながら今後、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

7 ページを御覧ください。

今後のスケジュールについてでございます。

今年度につきましては、川崎市立学校の部活動に係る方針を改定し、かわさき部活動ガイドラインとして策定するための取組を進めてまいります。

また、令和8年度以降につきましては、より生徒が主体となった部活動の推進に向けて、各学校が取組を進めるとともに、地域連携に向けた手法検討や合同部活動の実施に向けた検討など、教育委員会事務局が中心となって、学校現場とも連携しながら、地域と連携した新たな部活動の推進に向けた検討を進めてまいります。

なお、実施につきましては、現在のところ、国のガイドラインも踏まえ、令和11年度からスタートし、令和13年度頃までに段階的に実施する予定としているところでございます。

8 ページからは、生徒の意見を反映したかわさき部活動ガイドラインの主な内容でございます。今後、生徒にフィードバックし、会議に参加した生徒等の意見を聴取する予定としているところでございます。

9 ページを御覧ください。

「はじめに」でございますが、最後の段落に記載のとおり、このガイドラインでは、生徒が今も将来も安心して活動ができること、生徒や先生の負担が大きくなり過ぎないこと、地域と協力して活動を続けていけるようにすることなどを大切にしたいとしているところでございます。

10 ページを御覧ください。

かわさき部活動ガイドラインのポイントでございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、「より生徒が主体となる部活動へ」、また、「地域と連携した部活動へ」としていくことを記載しているところでございます。

11 ページを御覧ください。

このページ以降では、生徒代表者会議での生徒の意見をどのようにガイドラインに反映してい

るかをお示ししているところをごさいます、このページでは、左側の上段には生徒代表者会議で出た生徒が考える部活動の意義を、下段には、生徒の提案内容である「みんなで活動しやすくなる取組をする」という意見を記載し、これから、項番1、趣旨の中で、上段には、部活動の意義を記載し、下段には、みんなが活動しやすくなる取組を行うこと、そのためには生徒一人ひとりの考えを尊重し、また仲間同士、共通の目標を持てるようにすることなどを記載したところをごさいます。

同様に、12ページでは、項番2、適切な運営のための体制整備を、13ページでは、項番3、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進を、14ページでは、項番4、バランスの取れた部活動の運営を、15ページでは、項番5、生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備を、16ページでは、項番6、地域との連携等として、主に学校が部活動を行うに当たって、地域と連携をすることを記載し、17ページでは、項番7、大会等の見直しと、項番8、取組の推進では、教育委員会事務局において、学校と地域が協力して部活動をよりよくしていくための仕組みについて、これから考えていくということに記載したところをごさいます。

説明は以上をごさいます。

#### 【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

部活動の在り方に関する今後の方向性についてでした。

今年度につきましては、中学校の部活動に係る方針を改定し、かわさき部活動ガイドラインとして策定するために取組を進めているということ、8ページ以降には、生徒フィードバックを想定した部活動ガイドラインの主な内容を記載されておりますが、御質問、御意見いかがでしょうか。

西井委員、どうぞ。

#### 【西井委員】

大変、御苦労さまです。

国の指針も出ましてね、令和11年度までには、こういうふうにしなきゃいけないという、お尻が決められたというのは嬉しいなというふうに思います。

川崎市においては、先ほどお話の中にありましたように、二つだけ神戸市と、それから熊本市の事例を御紹介いただきましたけれども、関東を超えてもう神戸市も超えていこうよと、それから熊本は部活動として誠実にしようよというところに踏み出しているところもあるんですね。その中で、川崎はまずガイドラインをという型の整理をされている。これを令和8年、9年、10年の中で、生徒さんたちの意見を反映しながらね、具体化していこうということだと思っんで、ある意味、現場の校長先生方とのバトルが本格的になるのはこれからというふうに受け止めていて、よろしいでしょうか。バトルじゃなくて、大分柔らかくなってきているんだと受け止めればいいのか、ちょっとその辺りを議事録に残しにくいかもしれませんが、ぜひ教えてください。

#### 【落合教育長】

健康教育課担当課長。

### 【末木健康教育課担当課長】

なかなかちょっと難しいところですが、これまで、部活動主体である生徒の意見を大切にしようということを、学校現場である校長会と、まず確認をさせていただきました。

その確認の仕方は、ステップ1から3までという流れも校長会等と意見交換をしながら、正直、何回も見直しをしながら、このような方法を作り、それでこの前の8月の代表者会議を迎えたところでございます。

したがいまして、学校現場としても、まず、生徒の部活動が持続可能なものであることを残すためにはどうしたらいいかということと一緒に考えていくというような雰囲気というか、そういうことはできているというふうに認識をしておりますので、今後は国のガイドラインで今回、骨子ということで、12月の上旬ぐらいに出るというふうに聞いております。

それから、またさらに別のガイドラインが出るというようなことを聞いていますので、それも踏まえた上で、ガイドラインとして作成をして、今回、生徒さんの意見を反映させたものについてまとめて御報告をさせていただきましたので、これを今後11月末に行われる文教委員会にも併せて御報告をした上で、生徒さんにフィードバックをして、確認をして、もしこれが、この我々が作ったものが、いや、こういうことではなかったんだよとか、そういうことがあれば積極的に、また話をしながら全体で集まるという機会を持ってないですけれども、修正をした上で、年度末の策定は目指してまいりますけれども、その時間軸にとらわれることなく合意形成を図りながら、これが生徒主体の部活動というところの取組の趣旨でございますので、やっていきたいと思っています。

### 【西井委員】

決意表明があつてよかったなと思うんですけど、年度内にはちゃんとガイドラインを作っていたらいい、スタートできるようにしてほしいと思います。

というのはですね、文科省の方針を地域移行から地域展開へという言葉と変わっている意味合いということと、それから期間をさらに3年間延長してお尻を切ったということについては、やっぱりしっかりと川崎市も重たく受け止める必要があるということは、ぜひ学校の先生方とも共有してほしいなと、覚悟を決めてほしいなと思います。

子どもたちの意見を非常に尊重して大事にすべきですけども、地域展開ということの意味は、外の力を借りるということなんです。外の力を借りるということは、さっきのプールのときと同じように、向こうには向こうの事情があるわけですよ。それを無視して話を進めることができないんですよ。

つまり、これを作るとき、我々として幾つもの選択肢を提案しながら、地域展開が可能なプランにしていくということがどうしても必要なんですよ。そこを、学校の先生方にも分かってほしいんですよ。閉じられた学校だけの話じゃないんだということを理解していただかないと、この話は進まないと思います。

ぜひ、その決意をですね、しっかり進めていっていただきたいなと思いますし、私たちも応援したいと思います。

以上です。

### 【落合教育長】

ありがとうございます。

森川委員。

**【森川委員】**

ありがとうございます。

今までなかったことを始めるというのは、最初の一步は大きく、プールと同じで大変だと思います。

御苦労も多いと思いますが、私も、西井委員がおっしゃった地域展開についてなんですけど、前々からずっと地域人材の活用というのは非常に気を付けなければいけないと思います。こじれてしまった地域と学校というのは、もうかなり修復も不可能で、子どもたちの部活動に対する会議も出ましたが、あれほど真っすぐに部活を続けるためにはどうしたらいいかを考えている生徒たちが傷付くことがあってはならないと思います。

簡単に地域の活用、地域の活用といいますけども、人材の選定には相当な繊細さが必要だと思います。子どもの持っている個人情報、家族の個人情報、配慮が必要な子どもたちへの発言など、気を付けなければそのトラブルがそのまま学校に持ち込まれることになると思うんですね。

その対応がもう想像しただけで、かなり厳しいものになるかと思しますので、この地域人材の活用、ただ簡単に地域でやっているからこの人というのではなく、どのような情報も、たとえ家族にも漏らしてはならない、自分の子どもにも漏らしてはならないなどの、きちんとした制約の上で地域展開というものを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**【落合教育長】**

健康教育課担当課長。

**【末木健康教育課担当課長】**

ありがとうございます。

先ほど、西井委員の御意見を踏まえまして、これまで部活動というのはやっぱり学校の教員の献身的な取組によって支えられてきたということは事実でございまして、これが教育にもたらす良い効果というのも事実でございます。

だから、いろいろ国のほうでも、もう少しいろんなことを示していただいたりしていただきたいなという思いはございますけれども、やはり地域展開の在り方というのは何なのかということは、今後は、この部活動についても、地域の協力を得ながらやることになるんですということは、子どもたちも確認をしていることなので、今回のガイドラインについては、その部分の記載をして各学校というか、むしろ実際現場で指導している顧問の教員たちにも知ってもらいたいというふうに考えております。

あわせて、地域人材については、様々部活動に限らず、市の取組として、委員がおっしゃるとおり、地域人材の活用というのが盛んに叫ばれているところでございますが、特に中学生の指導をすると、技術指導だけではないところがございまして、その指導の認定の在り方ということについては、個人の指導者の基準というのは国のほうからは示されていませんけれども、国のほうではクラブとしての認定基準というのは一定程度示してくれるというふうには聞いています。

ただ、生徒を指導する指導者の基準というのにつきましても細心の注意を払って、我々のほうで求める人材の在り方というのは、示した上で取り組んでいきたいというふうには思っております。

**【落合教育長】**

よろしいですか。

芳川委員。

**【芳川教育長職務代理者】**

ありがとうございます。

とてもすばらしく、ガイドラインも作成されたなというふうに思っていて、今までの視点とちょっと違うかもしれないんですけども、確かに神戸市も、そして熊本市も例が出ているんですが、それぞれの地域で地域性があるというふうに思っておりますので、私は熊本市の新しい体制に移行していて、活動は継続しているところが非常に一つ意味合いがあるように感じるんですね。

つまり、確かに私たちが教員の声を聞きに行ったときに、部活動が大変なんだねとかいうふうに聞いているんですけども、実際に学校にいと部活動のために教員になったという教員もいるんですよ。

つまり、対人関係を作りながら人格の育成をしていきたいというふうな教員もいたりとかするので、その教員たちが今、大変だというふうにおっしゃるのは、もしかして実はいろんなことが積み重なっていて、今、全く余裕も余白もない中で、部活が大変だという声もあるんじゃないかなという気がするんですよ。

ということは、この声は永久的にそうだということではなくて、少し余裕が出てきたら、またこの部活動の意味合いが違ってくるのかなという感じがするので、そういう意味では、川崎市は丁寧に今までステップを踏んで、全ガイドラインを作って提示していてというところは、とても丁寧だったなというふうに印象を持ったりとかしています。

そこで、すぐどこにというふうな感じではなくて、生徒が主体となる部活動と、そして地域連携というふうに出していて、私はこの6ページのイメージ図がすごくよくて、とてもいいなと思っています。

まず、教員は平日、そして休日は地域の人材というところと、あと、合同部活動というのは、これから少子化が更に進んで、学校の規模もサイズも違ってくるので、自然と実は合同部活にならざるを得ない部分があるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうふうを考えていて、しかも自分の学校の生徒じゃない子どもを教えるということも教員にとって新たなチャレンジでして、お互いにとって結構いい意味合いがあるなというふうに思っていますので、そういう意味ではとてもいいアイデアですが、ただし、大事なことは熊本市が言っているように、そうやりたい教員であれば、その教員の自主性を大事にしていくところが大事なポイントということと、あと、地域の人材で考えたときに、今まで既に顧問の先生を地域からお願いしたら実はいろんなトラブルが起きたということもあったりとかしていますので、ぜひ地域の人材で考えたときにも、ガイドラインで必ずしも勝ち負けということだけにということではなくて、教育の観点から部活動を考えていく、生徒たちの願いも込めていくというふうな感じで、追加して足して考えていけたらいいなと思いました。

以上です。

**【落合教育長】**

ありがとうございました。

坂口委員、どうぞ。

**【坂口委員】**

ありがとうございました。

私もこのガイドラインの例ですね、案がとても良いなと思って拝見しておりました。

1点だけ、4番目のバランスのとれた部活動の運営というところについてお伺いしたいんですが、これは主にやっぱりタイムマネジメントといいますか、時間をワーク・ライフ・バランスというか、部活動の時間を減らすという話で理解してよろしいのでしょうか。

顧問と生徒の負担をなくす生徒主体というふうに書いてあって、14ページの話をしているんですけども、納得のいく活動など、ここでまた話合いの話がもう1回入っているかなと思ったんですけども、4番目としては時間の話だというふうに理解してよろしいでしょうか。

**【落合教育長】**

健康教育課担当課長。

**【末木健康教育課担当課長】**

活動の指針となっているこれまでの方針につきましては、そもそも生徒が部活動だけではなく学習や、それから、その他の活動も含めて、バランスの取れた生活を歩んでもらいたいということから、平成30年にこの方針ができて、そのときに、部活動というものの1日の活動時間があったり、適切に平日週1回、休日、土・日のどちらか週1回の休養日を設けなさいというような基準を、平成30年度の方針で定めさせていただいています。

今回のガイドラインは、この内容の基準は変更されていませんので、これまでどおりの休養日の設定ですとか、時間数というところは変わらないわけですけども、この部分は改めて確認をするとともに、やはり生徒主体の活動の中で、もともと活動時間が2時間というふうに決まっていますので、その中でどうやったらみんなが、自分たちが楽しく効率的に活動できるのか、自分たちで考えながら自分たち皆で共有して、その目標に向かって取り組んでいってほしいというところが今後の新たに変わっていく、本来は、これまでもそうあったはずなんですけれども、改めて今回、取組を進めてきた中で、改めてメッセージとして発信するというので、この活動時間については変わっていません。

以上でございます。

**【坂口委員】**

承知しました。ありがとうございます。

今回、休日だけ国のガイドラインに従うということですね、理解しました。ありがとうございます。

**【末木健康教育課担当課長】**

平日もですね、休日も国のガイドラインでこのような形で定められているので、基本的にはそれを踏襲しております。

**【坂口委員】**

なるほど、分かりました。ありがとうございます。

**【落合教育長】**

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 13は終了といたします。

**報告事項No. 14 学校給食費の改定について**

**【落合教育長】**

次に、報告事項No. 14「学校給食費の改定について」の説明を、健康給食推進室担当課長からお願いいたします。

**【片山健康給食推進室担当課長】**

それでは、「学校給食費の改定について」御説明いたします。

報告事項No. 14のファイルをお開きいただき、2ページを御覧ください。

学校給食費について、近年の物価高騰により、給食の質を維持していくことが困難な状況となっていたことから、令和7年度に改定をいたしました。

なお、令和7年度については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び一般財源を活用することにより、保護者負担を括弧内の金額に据え置いております。

3ページを御覧ください。令和8年度の学校給食費の算定について御説明いたします。物価変動の激しい昨今の社会状況を踏まえて、将来にわたって本市の学校給食の質を一定に保つことができるよう、令和8年度以降の学校給食費については、物価に連動して改定を行うこととしております。具体的には、川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則第3条第3項に基づき、総務省において作成する消費者物価指数のうち本市の食料に係る指数を勘案し、算定を行います。算定方法につきましては、川崎市学校給食費の管理に関する要綱第12条のとおり、当該年度の前々年度の10月から、その翌年の9月までの消費者物価指数の平均値が、学校給食費負担額が改定となった直近の年度の前々年度の10月から、その翌年の9月までの消費者物価指数の平均値と比べて1%以上上昇、又は下降したとき、現在の学校給食費負担額に、当該上昇又は下降した率を乗じて得た額を加除するものとしております。

資料の右側を御覧ください。令和8年度の前々年である令和6年10月から、その翌年の令和7年9月までの本市の食料に係る消費者物価指数の平均値は121.6となります。前回改定があった令和7年度の前々年度である令和5年10月から令和6年9月までの本市の食料に係る消費者物価指数の平均値115.0と比べ、5.7%の上昇率となります。

4 ページを御覧ください。1 食当たりの単価の欄を御覧ください。令和 8 年度の 1 食当たりの単価は、令和 7 年度の 1 食当たりの単価に上昇率 105.7% を乗じ、小学校は 317 円から 335 円へ、18 円の値上げ、中学校は 376 円から 397 円へ、21 円の値上げ、特別支援学校幼稚部は 211 円から 223 円へ、12 円の値上げとなります。

5 ページを御覧ください。現代の家庭の状況を踏まえた小中学生の昼食の在り方や、食育の充実等の観点から、小中学校においては給食回数の増も行うため、月額及び年額での学校給食費は表のとおりとなります。

6 ページを御覧ください。保護者の負担額について、令和 7 年度は国の交付金と一般財源により補助することで、表の 1 食当たりの負担額の現行の額となっておりましたので、仮に令和 8 年度は補助等を行わないこととなると、小学校では 1 食当たり 270 円から 335 円へ、65 円の値上げとなりますが、令和 8 年度の対応については、現在、検討中でございます。

7 ページを御覧ください。今後のスケジュールでございます。11 月末に規則改正を行い、学校給食費を改定し、保護者への周知は、令和 8 年度予算が確定した令和 8 年 3 月以降に行います。

一方で、児童生徒以外で給食を喫食する教職員等の学校給食費については、令和 8 年 1 月から改定後の額を徴収いたします。

また、令和 9 年度の学校給食費については、来年 11 月に算定を行い、必要に応じて規則改正等を行ってまいります。

説明につきましては、以上でございます。

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。

学校給食費の改定についての説明でしたが、御質問、御意見ございますでしょうか。

西井委員、どうぞ。

#### 【西井委員】

ありがとうございました。

昨年度からかなり詳細な御説明をしていただいて、書いてある議論をさせていただきましたので、基本的に川崎市の丁寧な説明によって、大半の保護者の皆さんが物価スライドということについて、承認をされたということの中で、令和 7 年度の単価を決めたということですよ。

その後、助成金のあるいは市税のほうから負担をしていただいて、実質上の値上げをしなかったということですので、令和 8 年度については今後の方針を踏まえてという今日の御説明でしたので、要望としては、階段が急に上がるというのは、やっぱり令和 7 年度については、一旦上げるよと言ったけど、そうならなかったということに対して言うと、ちょっと 2 段階の上がるようなイメージを持たれると思うので、ぜひここは助成金の許す範囲ということになるかと思いたすけれども、ぜひそういう配慮をしていただきたいというのが、お願い事項です。

以上です。

#### 【片山健康給食推進室担当課長】

ありがとうございます。

小学校については、特に国による無償化が 4 月に始まるという話もありますので、そういった

状況も踏まえながら、令和8年度について現在検討しているところでございます。ありがとうございます。

**【落合教育長】**

森川委員。

**【森川委員】**

ありがとうございます。

令和6年度から令和7年度に少し上がるというお話があったときに、令和6年度の後半の頃はちょっと苦しかったんですよ、物価高も顕著になってきて、子どもたち自身も最近、鮭の切り身が出ないねとか、具体的に出なくなったものの名前が挙がったりとかしたんですけども、令和7年度で317円、ほんの少しだけの増額で、驚くほど給食が元に戻りましたよね。本当に新献立へのチャレンジもですし、量としても内容としても、もう子どもたちも毎日楽しみにしていますし、私もこの金額でこれを食べられるんだと思うと、本当に皆様の御努力に感謝申し上げます。それだけです。ありがとうございます。

**【片山健康給食推進室担当課長】**

ありがとうございます。

今年度値上げさせていただいたので、一般財源のお金を使っていますけれども、少しは持ち直したかなという中で、やっぱり昨年、この金額を決めたところからも物価が上がり続けているので、今も苦しい状況というのは変わりはないんですけども、栄養士さんたちが頑張って献立を作ってくれています。

**【森川委員】**

かなり内容としてもバラエティーに富んでいますし、本当にここでしか食べたことがないというものを子どもたちは経験していますので、例えばお味噌汁ですとかも、具も豊富だし、お味噌汁を学校でしか飲んだことのない子も結構いまして、でも学校の給食に出てくるお味噌汁が好きという1、2年生とかも、おだしの匂いが良いよねなどという子どもたちもいますので、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

**【落合教育長】**

子どもたちの生の声をありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。給食費についてです。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 14は終了といたします。

**報告事項No. 15 史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）・史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）の策定について**

## 【落合教育長】

次の報告事項No. 15「史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（素案）・史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）の策定について」の説明を文化財課長からお願いします。

## 【竹下文化財課長】

報告事項No. 15について御説明いたします。

ファイルナンバー15の1ページを御覧ください。

1、橘樹官衙遺跡群の概要でございますが、橘樹官衙遺跡群は、古代武蔵国橘樹郡の役所跡である千年伊勢山台遺跡と、その西側に隣接する古代寺院跡である影向寺遺跡から構成されており、古代橘樹郡における7世紀から10世紀の地方官衙の実態とその推移を知る上で重要であるとして、平成27年に川崎市初の国史跡に指定されております。

平成29年に国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画、平成30年に国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画を策定し、令和6年5月には、飛鳥時代の倉庫を全国で初めて復元した、橘樹歴史公園をオープンしております。

2、計画見直しについてでございますが、史跡橘樹官衙遺跡群を取り巻く環境の変化や、発掘調査で得られた新たな知見等を踏まえ、貴重な遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、橘樹官衙遺跡群調査整備委員会や文化庁の指導を受けつつ、第1期整備基本計画を改定することといたしました。

また併せて、整備基本計画と対応する第1期の保存活用計画の内容についても改定することとしたものでございます。

2ページにまいりまして、3、史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画の主な改定内容でございますが、(1)保存活用計画は、史跡の適切な保存管理、活用、整備、管理運営体制等についてのマスタープランでございます。(2)計画期間は、令和8年度から19年度までの12年間とし、(3)第6章の保存管理につきましては、近年実施した調査で、橘樹郡家跡及び古代寺院跡の範囲がより詳細に明らかになってきたことから、その成果に基づき、右側の図のとおり、地区区分を修正いたします。また、将来にわたり保存・整備・活用を進めていくことが重要であることから、右側の図のとおり、遺跡の保存方法及び公有地化の方針を定めます。

(5)第8章の整備につきましては、全体として郡家や古代影向寺等の景観が理解できるような整備を目指すとともに、狭小等の理由で計画的な整備の実施が困難な公有地化済みの用地につきましては、必要に応じて暫定的な対応を行うことといたします。

3ページにまいりまして、4、史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画の主な改定内容でございますが、(1)整備基本計画は、史跡の保存・整備に関する基本方針及び整備目標をお示しする計画でございます。(2)計画期間は、第2期保存活用計画と同じく令和8年度から19年度までの12年間とし、(3)第5章の整備の基本計画につきましては、郡家や寺院の施設の広がりに基づき、ゾーン範囲及びゾーン名を修正し、右側の図のとおり、古代寺院、館・厨家、郡庁、正倉院の4ゾーンといたします。また、ガイダンス施設につきましては、運用可能な土地・建物が見付かり、設置についての庁内調整等ができるまでの間は、様々なガイダンス機能を充実させることで対応することといたします。

(4)第6章の史跡整備計画につきましては、史跡整備を優先的に実施する要件に基づき、公有地化した土地について計画的に有効活用を図ってまいります。

4 ページを御覧ください。図にございますとおり、公有地化の完了した史跡整備地①から③の順に整備を行ってまいります。

5、今後の主なスケジュールでございますが、11月の市議会文教委員会で報告の上、パブリックコメントを実施いたします。その後、来年3月の教育委員会会議で計画を決定し、4月に文化庁に計画決定の報告を行う予定でございます。

最後に添付資料でございますが、資料1が第2期保存活用計画・第2期整備基本計画の素案、資料2が二つの計画の素案概要版でございます。後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。

#### 【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

保存活用計画の主な改定内容につきましては2ページで、そして、整備基本計画の改定内容は3ページ以降という説明がございましたが、いかがでしょうか。御質問、御意見どうでしょうか。

特によろしいでしょうか。

坂口委員、どうぞ。

#### 【坂口委員】

ありがとうございます。

このような貴重な史跡というのを12年の計画でもって、どのように管理、保存、運営していくのかということこれから考えるという、そのような御提案というふうに理解いたしました。

1点質問なのは、国の指定地でも公有地化が済んでいる場所というのが、資料の3ページに示されていますが、それ以外の部分も公有地化をやはり進めるということ、つまり、県や市の責任でもって公有地化を進めるということなんでしょうか。それとも、これはこれとして、全体の史跡の管理に関しては、情報を共有しながら、国、県、市で行うということなんでしょうか。すみません、この辺りの理解が追いついていないので、教えてください。お願いします。

#### 【竹下文化財課長】

まず、国史跡の管理につきましては、基本的には川崎市、我々のほうでやっていくこととなります。そして、公有地化の方針としてですね、資料の2ページ目の右下の表、ちょっと小さくて見づらいんですけども、こちらをですね、今までの公有地化を図って貴重な遺跡が保存されるように努めてまいったところなんですけれども、こういった公有地化をするに当たってのルールづくりが必要であろうということで、庁内で検討しました。

ですので、今回、大きくは、まず遺跡は地下にございますので、それを現状変更という形で地下で保存していくということをまず第一にすること。そこはですね、どうしても例えば国史跡の指定地については、市で公有地化されたところもあれば、民有地である場所もありますので、民有地については所有者に御協力いただきながら、基本的には現状で保存していく、地下に保存していくということなんですけれども、どうしても所有者の方の事情ですとかによって、遺跡を壊すことになってしまうような開発等がある場合には、所有者の合意を得た上で、公有地化を図って対応していくという、これについては国の補助制度がありますので、こういったもので国のほうとも連携をしながら、貴重な遺跡を遺していきたいという、そういうことのルールとして、

この公有地化の方針を定めたところでございます。

以上です。

【落合教育長】

よろしいですか、坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

【落合教育長】

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。

ちょっと教えていただきたいんですけど、ここでたしか何か影向寺は、重文か何かに指定を願っていたようなものを持っているお寺さんでしたか。檀家の方たちが活動しているというのを少し聞いたことがあるんですけど。

【竹下文化財課長】

影向寺の橘樹官衙遺跡群としては、この影向寺のある場所が古代も寺院の跡になっておりますので、その上に今の影向寺が建っている形になります。

影向寺には、埋蔵文化財、遺跡だけではなくて、いわゆる両脇のですね、いわゆる仏像が国の重要文化財になっておりまして、そちらのほうを守っていく、顕彰していくというようなことで地域の方の団体がございます。

【森川委員】

ありがとうございました。

【落合教育長】

ほかはどうでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 15は終了といたします。

## 9 閉会宣言

【落合教育長】

長時間にわたりありがとうございました。

以上をもちまして、本日の定例会は終了といたします。

お疲れさまでした。

(17時45分 閉会)